管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020010	農地法で規定されている第１種農地の転用許可要件の弾力的運用	農地法第4条第2項第1号ロ、農地法施行令第１条の10第1項第2号、農地法施行規則第5条の７、第5条の８	・農地を農地以外のものにしようとする場合は、都道府県知事の許可（４ｈａを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 20ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象農地等優良農地（第１種農地）については原則として転用不許可としている。ただし、以下に係る転用にあっては例外的に許可。 ・地域の農業の振興に資する施設（農業用施設、農産物 加工・販売施設、都市農村交流施設、等） ・市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ・特別の立地条件を必要とする施設 ・隣接する土地と同一の事業の目的に供する場合 ・公共性が高いと認められる事業 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等	馬産地である浦河町では、自宅で馬を飼うという「馬との暮らし」を柱とした移住促進に取り組んでおり、この事業を円滑に進めるためには、牧場地帯において自馬を飼うための放牧地や居住するための住宅用地を確保する必要がある。 このため、「馬と暮せるまち」を全国に発信するとともに移住者が牧場地帯で「放牧地付き住宅で人と馬が共に暮らす生活」を実現できるよう、第１種農地について農地転用（農地法第５条に基づく農地の権利設定・移動）の許可要件の弾力的な運用を行なう。	浦河町は、馬産地であることから獣医師や飼料・資材の確保が容易であり馬を飼うための条件が整っている。こうした地域の特徴を活かした独自の取り組みとして、自宅で馬を１～２頭飼うという「馬との暮らし」による移住を提案しており、実際に全国の乗馬愛好者から問合せが寄せられている。 当町が進める「馬との暮らし」には、牧場地帯の中に馬の放牧地（運動場）としてある程度の面積を確保することが欠かせない。このためには農地を利用する必要があるが、農地の利用(転用)は農地法により許可基準が規定されており、この規定が弾力的に運用されなければ当町の取り組みは進まない状況にある。 これまで農林水産省への相談により、第２種及び第３種農地における「馬との暮らし」は、内容によっては転用許可対象になり得るとの見解を示していただいているが、浦河町の農地はほとんどが農用地区域内の農地もしくは第１種であることから、第２種・第３種農地のみの利用では十分な事業効果が望めない。 こうしたことから、第１種農地の転用許可要件を弾力的に運用することにより、移住促進を円滑に進めるものである。 なお、「馬との暮らし」には現在の牧歌的風景を維持・保全していくことが欠かせないことから、無秩序な土地利用を防ぐために、利用する農地は第１種農地のうち、農地の端部や、非農地と接している等によって小面積の生産性の低い農地に限るとともに、土地利用や建築工作物の基準を定めるなど町として農地利用を認めることのできる「馬との暮らし」についての要件を設けることが必要であると考えている。 『別紙　事業内容書あり』	D	－	ご提案の馬の放牧地（運動場）が、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付けられる場合、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められれば、優良農地（第1種農地）であっても転用が許可される。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	回答では、地域の農業の振興に関する計画に位置づけられる場合は優良農地（第1種農地）であっても転用は可能とのことだが、当該計画で進めようとする場合には目的を同じとする転用を可能としたい土地をある程度集約する必要があると思われ、これでは馬を飼う住宅が集まった「団地的」な環境になってしまう。 そうなると、当町が進めようとしている牧場に囲まれた環境の中での「馬との暮らし」にはならず、馬産地という地域の最大の特徴を活かすことができない。 こうした理由から、当該計画での取り扱いでは当町が提案する「馬との暮らし」の実現は難しいと考えるので、農地転用許可要件の弾力的運用を提案するものである。	D	－	ご指摘の意図は、自宅で馬を1～2頭飼うという場合でも地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することが可能かということであるが、この場合であっても農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に規定する各要件を満たすものであれば、面積にかかわらず同計画を策定することは可能であり、必ずしも土地を集約して放牧地（運動場）の整備等を行う必要はないものと考えられる。	右提案者意見を踏まえ、回答されたい。	当町の提案については、「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」において対応が可能という回答をいただいたが、これは、逆の言い方をすれば、馬との暮らしを希望する移住者が自宅で馬を1～2頭飼うということも、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の要件を満たすことができると言う解釈でよろしいか確認させていただきたい。	D	－	「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」が農業振興地域の整備に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第4条の4第1項第27号のイからリまでのすべての要件を満たす場合には、この計画に位置付けられた御提案の馬の放牧地（運動場）について、優良農地（第1種農地）であっても転用が許可されるものである。 （参考）規則第4条の4第1項第27号 イ 農業委員会からの意見聴取 ロ 地域住民からの意見聴取 ハ 当該転用の規模が妥当 ニ 当該転用が必要かつ適当であって農用地区域外に代替地なし ホ 農業上の効率的・総合的な利用に支障なし ヘ 土地改良施設の機能に支障なし ト 計画策定後5年以内に施設整備に着手 チ 農地転用、都市計画法の開発許可等の許認可の見込み リ 土地改良事業等の事業施行者の同意		10110010	浦河町	農林水産省
1020020	農用地利用計画の変更に係る意見聴取の適正化	農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項、第１３条第４項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第３条第１項	市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更するときは、当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区等の意見をきかなければならない。	現行の法・施行令によると、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更するときは、当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区等の意見を聴かなければならないが、農業振興地域整備計画の農用地利用計画を変更する際、土地改良区からの意見聴取については変更箇所を管轄する土地改良区及び、排水等による影響が懸念される同一水系の土地改良区のみとしていただきたい。	・現在、農業振興地域整備計画の農用地利用計画を変更（農振除外・編入等）する場合、法・施行令に基づき農業協同組合、土地改良区、農業委員会、（必要に応じ）森林組合から意見聴取している。 ・また、土地改良区においては、変更箇所における土地改良事業の有無に関わらず、市内すべての機関から意見聴取している。しかし、変更箇所を管轄していない土地改良区にとって管轄外の土地については意見しづらく、形式的な回答となる恐れがある。その場合、国のガイドラインにある「市町村整備計画の推進に必要な農業生産基盤整備、農業近代化施設の整備等の諸施策が適正に行われるよう、意見を聴く」という趣旨にそぐわない。 ・規制が緩和されることにより、適切な意見聴取が可能な上、管轄外の土地改良区に対する意見照会・回答に係る事務処理の省略化を図ることができ、より一層、農業経営基盤整備等が促進されることと考えている。 ・実際、当市でも、県からは、「農振法では、市内にある全区域の土地改良区から意見を聴くことと読み取れるため、そのように事務を行うこと」との指導のとおり、農振法施行令第3条では「管轄する土地改良区のみ」との記載は無いため、形式的であっても、「当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする」市内の土地改良区4機関すべてから意見聴取しているのが現状である。	C	－	農振整備計画の変更は、農用地利用計画だけでなく、農用地区域において実施する生産基盤整備、施設整備等の施策に係る計画の変更も対象とするものであり、農用地利用計画の変更箇所のみならず当該農業振興地域全域を対象とした各種農業振興施策に影響が及ぶため、団体すべての意見を聴くこととされている。 このため、農用地利用計画の変更箇所を管轄する土地改良区及び排水等による影響が懸念される同一水系の土地改良区のみの団体から意見を聴取することとするのは適当ではない。	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更のみを内容とし、生産基盤整備、施設整備等の施策に係る変更を伴わなければ、全ての団体に意見を聞く必要はないのではないか。また、今後、市町村合併によって、このような状態が多々予想される中で事務の簡素化を検討する必要があるのではないか、右提案者意見と併せ検討し、回答されたい。	確かに、概ね5年に一度の基礎調査や県基本方針の変更等による農振計画の変更は、農業振興地域全域を対象としたものであり、各種農業振興施策への影響が及ぶと考えられるため、団体すべての意見聴取が必要と考えます。提案は、一般的な変更である農用地利用計画の変更（農振除外・農振編入）に限っています。具体的な開発計画による農用地区域からの除外、今後守るべき農地の農用地区域への編入は、特定の土地についての変更であり、農業振興地域全域を対象とした各種農業振興施策に与える影響は少ないと考えます。変更箇所が中山間地等の土地改良事業未実施地の場合や、変更箇所の管轄外土地改良区及び水系等の影響が心配されない土地改良区への意見聴取だった場合の、「意見なし」という形式的な意見書提出の恐れのある現状を勘案していただきたいと考えます。	C	－	農振整備計画の変更は、経済事情の変動その他情勢の推移等を踏まえ、農用地利用計画だけでなく、生産基盤整備、施設整備等の施策に係る計画の変更も対象とするものである。 農振整備計画の変更が農用地区域の一部除外であったとしても、農用地利用計画は生産基盤整備、施設整備等の施策に係る計画と密接に関係しているため、それは経済事情の変動その他情勢の推移を踏まえて農振整備計画全体について見直した結果のものであり、農振整備計画の一部を捉えて変更を行ったものではない。 このため、農振整備計画を変更する場合、農用地利用計画のごく一部の変更のみならず、変更計画全体を対象として意見聴取を行う必要があることから、変更箇所を管轄する土地改良区及び排水等による影響が懸念される同一水系の土地改良区のみ団体から意見を聴取することとするのは適当でない。	市町村において農用地利用計画の変更を一年間に2回ないし3回実施している実態にある。中長期的な計画という制度の趣旨を踏まえると現行の運用は想定しているものになっていないと考えられるので、制度を見直す必要があるのではないか。		C	－	農振整備計画の変更は、経済事情の変動その他情勢の推移等を踏まえ、農用地利用計画だけでなく、生産基盤整備、施設整備等の施策に係る計画の変更も対象とするものである。 農振整備計画の変更が農用地区域の一部除外であったとしても、農用地利用計画は生産基盤整備、施設整備等の施策に係る計画と密接に関係しているため、それは経済事情の変動その他情勢の推移を踏まえて農振整備計画全体について見直した結果のものであり、農振整備計画の一部を捉えて変更を行ったものではない。 このため、農振整備計画を変更する場合、農用地利用計画の変更部分のみならず、変更計画全体を対象として意見聴取を行う必要があることから、変更箇所を管轄する土地改良区及び排水等による影響が懸念される同一水系の土地改良区のみ団体から意見を聴取することとするのは適当でない。 なお、農振整備計画は、今後おおむね10年を見通して定める農業振興を図るための基本的な計画であることから、本来はおおむね5年ごとに実施する基礎調査の結果による変更を基本とし、経済事情の変動その他情勢の推移による変更は例外的な措置としており、1年に複数回も変更を行うことは制度として予定していなかったところである。 このため、農林水産省内に設置した「農地政策に関する有識者会議」において「優良農地の保全・確保を一層推進するための措置を講じることが必要である」との方向付けが示されたことも踏まえ、整備計画の頻繁な変更についても是正する方向で検討を進めることとしている。		10250010	新潟県　妙高市	農林水産省
1020030	再開発事業の権利変換後の資産管理における農業協同組合の土地の賃貸に対する特例	農業協同組合法第10条	農協が自己の保有する資産（不動産）を管理するために、当該資産を第三者に賃貸することは附帯事業として可能。	都市再生緊急整備地域内でかつ総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画に記載された法定市街地再開発事業を実施した場合、権利変換で置き換わった従前資産を有する農業協同組合については、自己使用分以外の資産を、駐車場等公共の福祉に寄与する施設用途の底地として賃貸することを、附帯事業ではなく「農協が行なうことができる事業（農協の行為能力）」として認める。	柏駅東口Ｄ街区第一種市街地再開発事業は、都市再生緊急整備地域及び中心市街地活性化基本計画区域内にあり、３本の都市計画道路と一体的に整備し、土地の高度利用を図ることで、防災性能を含む都市環境の改善と機能更新を実現する事業である。複合施設として整備を予定している「柏市中央図書館」及び「クリニックモール」は、中心市街地活性化基本計画の都市福利施設として位置づけられるものであり、また、商業施設は急激な郊外化に対する商圏維持にとって極めて有効な施設でもあり、柏市のまちづくり（中心市街地の活性化）にとって極めて重要な位置付けにある。 【提案理由】 現状では、ＪＡ柏市は再開発事業（権利変換）後、自己使用分以外の資産を賃貸することができないと、最大地権者であるＪＡ柏市の事業への参加同意が得られず、そうなれば再開発事業の実施を断念せざるを得ない。一方、柏市が昨年度実施した商圏調査でも、駐車場不足が来街機会減少の要因となっているという分析がなされ、かつ、地価の高い区域における駐車場施設の事業性は厳しい。仮にＪＡ柏市が底地を所有し、駐車場施設運用者に賃貸すれば土地費の顕在化が回避でき、駐車場運営を円滑に実施できる。つまり、ＪＡ柏市が土地を賃貸することができれば、当該再開発事業の実施によって柏駅周辺の中心市街地の発展に大きく寄与することができるため、是非、附帯事業としてではなく「農協が行なうことができる事業（農協の行為能力）としての特例」をご検討願いたい。（別様あり）	D	―	農協が附帯事業として、自己が保有する資産（不動産）の管理のために、当該資産を第三者に賃貸することは、農協の行為能力の範囲内である。			D	―				D				10350010	柏駅東口Ｄ街区第一地区市街地再開発準備組合、柏市	農林水産省
1020040	企業誘致に係る農地転用等規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項、第2項 農地法第4条第1項、第2項第1号ロ、農地法施行令第１条の10第1項第2号、農地法施行規則第5条の７、第5条の８ 平成１９年度農地・水・環境保全向上対策の実施要綱９、 平成１９年度農地・水・環境保全向上対策の実施要領１１	①について 農用地区域内にある農地を農地以外のものにしようとする場合には、市町村農振整備計画を変更（農用地区域からの除外）した上で、都道府県知事の許可（４haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 ②について ２０ｈａ以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地（第１種農地）については原則転用不許可。ただし、以下に係る転用にあっては例外的に許可。 ・地域の農業の振興に資する施設（農業用施設、農産物加工・販売施設、都市農村交流施設、等） ・市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ・特別の立地条件を必要とする施設 ・隣接する土地と同一の事業の目的に供する場合 ・公共性が高いと認められる事業 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等 ③について 農地・水・環境保全向上対策は、保全の対象とする農振農用地の面積　を支援交付金の算定の対象としており、対象とする農振農用地が転用された場合、転用面積分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。	農業振興地域整備計画変更手続きの簡素化 農地法第5条の農地転用許可要件の緩和 農地転用に伴う農地・水・環境保全向上対策事業交付金返還免除	①想定する経済的社会的効果…企業誘致による雇用拡大。1社当たり2～30人。 ②地域の特性…本市は山間部に位置し、土地の80％余りを山林が占めている。山林も兵庫県下最高峰氷ノ山を筆頭に600～1000ｍ級の山が並び容易に開発できるものではなく、平地の大部分は農地が占めているといった地勢であります。さらに、国の三位一体改革により財政力の弱い本市において交付税の減額、少子高齢化による地域基盤の脆弱化により非常に厳しい状況に置かれております。この状況を打開していくために、積極的に企業誘致を進めております。 ③④現状の規制の問題点…前段にも記載のとおり企業誘致すべく残された土地のほとんどは農地となっております。さらに条件の良い場所はほ場整備も実施され、第1種農地となり転用に制限がある上、さらに今年度よりの農地水環境保全向上対策事業により転用が難しくなっております。企業誘致において、進出までのスピードが求められる昨今、農地転用に1年以上要す上、転用の可能性が不確実だと企業誘致にとって非常に不利となります。 今回提案は、過疎・山村振興地域等に指定される本市が誘致に関わる企業の農地転用に限り、ア）農振除外手続き中に農地転用申請を行う。「農振除外完了を条件に農地転用を許可」など付帯条件付許可を行う。イ）第1種農地の転用について例外許可とする。ウ）農地水事業の交付金を過去へ遡って返還させない。このことにより農地転用を3ヶ月以内に転用を可能にする。 ⑦弊害発生防止の措置…農地の転用による企業進出については、事業内容等について養父市で審査し、地元農家と企業の合意形成をバックアップすることにより弊害防止に資する。	C	－	①農用地区域からの除外手続き中に農地転用を許可するという提案について 農用地区域からの除外の前に農地転用許可を認めた場合、農業上利用できない土地が農用地区域に含まれることとなり、農業上利用すべき土地を指定し、国民への食料の安定供給を図るために必要な優良農地を確保・保全するという農業振興地域制度の根幹を揺るがし、優良農地を確保することが不可能となるおそれがあることから、提案を認めることは困難である。 なお、農用地区域からの除外を伴う農地転用については、市町村と農地転用許可権者が事前に調整を行うことにより、農地転用許可事務が円滑に行われるよう通知しているところである。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	農用地除外の手続き中に農地転用の申請を行っても、農用地除外の完了が転用許可の条件となるので、農業上利用できない土地が発生することはないと考える。また、農業振興地域制度の根幹は、食料の安定供給を図るため～と回答頂いているが、国土資源の合理的な利用を計画することが目的であり根幹部分に与える影響は軽微ではないのでしょうか。さらに、食料需給率を上げることは重要な政策と考えるが、交付税の減額などが行われていく中、国民全体の食料事情を考える余裕はなく、１社でも多く企業誘致及び企業規模拡大の支援を行い自主財源の確保を行う必要があります。	C	－	農用地区域からの除外が完了する前に農地転用許可申請を行うことは、申請時点においては、当該農地が「農用地区域内農地」として区分されることから、明らかに転用不許可となるにもかかわらず、転用許可申請を行うという矛盾が生じることから認めることはできない。なお、農用地区域からの除外を伴う農地転用については、市町村と農地転用許可権者が事前に調整を行うことにより、農地転用許可事務が円滑に行われるよう通知しているところである。 また、農振法は、非農業的土地利用との調整を図った上で、「総合的に農業の振興を図るための計画を定め、農業の健全な発展を図ること」を目的としており、これには国民への食料の安定供給を図るために必要な優良農地の確保・保全も含まれるものである。このため、農振制度の根幹部分に与える影響は軽微であるとはいえない。 なお、農村地域における企業誘致については、従来より、農業的土地利用との調整を図った上で、農村地域工業等導入促進法等を活用して行ってきているところである。			C	－			10420010	養父市	農林水産省
1020041	企業誘致に係る農地転用等規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項、第2項 農地法第4条第1項、第2項第1号ロ、農地法施行令第１条の10第1項第2号、農地法施行規則第5条の７、第5条の８ 平成１９年度農地・水・環境保全向上対策の実施要綱９、 平成１９年度農地・水・環境保全向上対策の実施要領１１	①について 農用地区域内にある農地を農地以外のものにしようとする場合には、市町村農振整備計画を変更（農用地区域からの除外）した上で、都道府県知事の許可（４haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 ②について ２０ｈａ以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地（第１種農地）については原則転用不許可。ただし、以下に係る転用にあっては例外的に許可。 ・地域の農業の振興に資する施設（農業用施設、農産物加工・販売施設、都市農村交流施設、等） ・市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ・特別の立地条件を必要とする施設 ・隣接する土地と同一の事業の目的に供する場合 ・公共性が高いと認められる事業 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等 ③について 農地・水・環境保全向上対策は、保全の対象とする農振農用地の面積　を支援交付金の算定の対象としており、対象とする農振農用地が転用された場合、転用面積分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。	農業振興地域整備計画変更手続きの簡素化 農地法第5条の農地転用許可要件の緩和 農地転用に伴う農地・水・環境保全向上対策事業交付金返還免除	①想定する経済的社会的効果…企業誘致による雇用拡大。1社当たり2～30人。 ②地域の特性…本市は山間部に位置し、土地の80％余りを山林が占めている。山林も兵庫県下最高峰氷ノ山を筆頭に600～1000ｍ級の山が並び容易に開発できるものではなく、平地の大部分は農地が占めているといった地勢であります。さらに、国の三位一体改革により財政力の弱い本市において交付税の減額、少子高齢化による地域基盤の脆弱化により非常に厳しい状況に置かれております。この状況を打開していくために、積極的に企業誘致を進めております。 ③④現状の規制の問題点…前段にも記載のとおり企業誘致すべく残された土地のほとんどは農地となっております。さらに条件の良い場所はほ場整備も実施され、第1種農地となり転用に制限がある上、さらに今年度よりの農地水環境保全向上対策事業により転用が難しくなっております。企業誘致において、進出までのスピードが求められる昨今、農地転用に1年以上要す上、転用の可能性が不確実だと企業誘致にとって非常に不利となります。 今回提案は、過疎・山村振興地域等に指定される本市が誘致に関わる企業の農地転用に限り、ア）農振除外手続き中に農地転用申請を行う。「農振除外完了を条件に農地転用を許可」など付帯条件付許可を行う。イ）第1種農地の転用について例外許可とする。ウ）農地水事業の交付金を過去へ遡って返還させない。このことにより農地転用を3ヶ月以内に転用を可能にする。 ⑦弊害発生防止の措置…農地の転用による企業進出については、事業内容等について養父市で審査し、地元農家と企業の合意形成をバックアップすることにより弊害防止に資する。	D	－	②第1種農地の転用について例外的に許可するという提案について 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付けられた施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地（第1種農地）であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。			D	－				D	－			10420010	養父市	農林水産省
1020042	企業誘致に係る農地転用等規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項、第2項 農地法第4条第1項、第2項第1号ロ、農地法施行令第１条の10第1項第2号、農地法施行規則第5条の７、第5条の８ 平成１９年度農地・水・環境保全向上対策の実施要綱９、 平成１９年度農地・水・環境保全向上対策の実施要領１１	①について 農用地区域内にある農地を農地以外のものにしようとする場合には、市町村農振整備計画を変更（農用地区域からの除外）した上で、都道府県知事の許可（４haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 ②について ２０ｈａ以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地（第１種農地）については原則転用不許可。ただし、以下に係る転用にあっては例外的に許可。 ・地域の農業の振興に資する施設（農業用施設、農産物加工・販売施設、都市農村交流施設、等） ・市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ・特別の立地条件を必要とする施設 ・隣接する土地と同一の事業の目的に供する場合 ・公共性が高いと認められる事業 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等 ③について 農地・水・環境保全向上対策は、保全の対象とする農振農用地の面積　を支援交付金の算定の対象としており、対象とする農振農用地が転用された場合、転用面積分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。	農業振興地域整備計画変更手続きの簡素化 農地法第5条の農地転用許可要件の緩和 農地転用に伴う農地・水・環境保全向上対策事業交付金返還免除	①想定する経済的社会的効果…企業誘致による雇用拡大。1社当たり2～30人。 ②地域の特性…本市は山間部に位置し、土地の80％余りを山林が占めている。山林も兵庫県下最高峰氷ノ山を筆頭に600～1000ｍ級の山が並び容易に開発できるものではなく、平地の大部分は農地が占めているといった地勢であります。さらに、国の三位一体改革により財政力の弱い本市において交付税の減額、少子高齢化による地域基盤の脆弱化により非常に厳しい状況に置かれております。この状況を打開していくために、積極的に企業誘致を進めております。 ③④現状の規制の問題点…前段にも記載のとおり企業誘致すべく残された土地のほとんどは農地となっております。さらに条件の良い場所はほ場整備も実施され、第1種農地となり転用に制限がある上、さらに今年度よりの農地水環境保全向上対策事業により転用が難しくなっております。企業誘致において、進出までのスピードが求められる昨今、農地転用に1年以上要す上、転用の可能性が不確実だと企業誘致にとって非常に不利となります。 今回提案は、過疎・山村振興地域等に指定される本市が誘致に関わる企業の農地転用に限り、ア）農振除外手続き中に農地転用申請を行う。「農振除外完了を条件に農地転用を許可」など付帯条件付許可を行う。イ）第1種農地の転用について例外許可とする。ウ）農地水事業の交付金を過去へ遡って返還させない。このことにより農地転用を3ヶ月以内に転用を可能にする。 ⑦弊害発生防止の措置…農地の転用による企業進出については、事業内容等について養父市で審査し、地元農家と企業の合意形成をバックアップすることにより弊害防止に資する。	C	－	③転用面積に係る農地・水・環境保全向上対策事業の交付金の返還を免除するという提案について 農地・水・環境保全向上対策は、将来にわたり農地・農業用水等の資源の保全を図ることを目的に、５年以上の協定を締結し、活動する組織に対して交付金を交付するものである。協定期間中に転用された場合は、交付の要件である5年以上の保全ができず、転用された農振農用地に相当する交付金を協定認定年度に遡って返還対象としなければ、国民の理解が得られない。このため、提案を認めることは困難である。			C	－				C	－			10420010	養父市	農林水産省
1020050	千葉県柏市における農地の転用の自由化	農地法第4条第2項第1号ロ、農地法施行令第１条の10第1項第2号、農地法施行規則第5条の2	・農地を農地以外のものにしようとする場合は、都道府県知事の許可（４ｈａを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 ・20ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等優良農地（第１種農地）については原則転用不許可。ただし、以下の施設の用に供する場合にあっては例外的に許可。 ・地域の農業の振興に資する施設（農業用施設、農産物加工・販売施設、都市と農村の交流に資する施設、等） ・市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ・特別の立地条件を必要とする施設 ・隣接する土地と同一の事業の目的に供する場合 ・公共性が高いと認められる事業 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等	農地の転用には農地法に基づき農林水産大臣・都道府県知事・農業委員会等の許可が必要である。その一部を面積の制限付で（所有面積の10分の1等）自由化することで新しいビジネスモデルの誕生を促す。	生産だけでなく流通・販売と一貫経営を行ったり、観光農園を経営する農家が増えてきているなか、農地法の規制が新たなビジネスを生み出す足枷となっている。 農地の転用の許可は生産性の高い優良な農地ほど一般的に許可が厳しい状況だが、そういった農地こそ一般消費者と触れ合える機会を作るべきではないか。 首都圏からも日帰り可能な地域：千葉県柏市において観光施設等を併設した農地を増やすことで、生産者と消費者の接点を増やし、農業への興味・関心をより多くの人に持ってもらえるようにする。	D	－	農地に併設した観光施設等の都市と農村の交流に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地（第1種農地）であっても転用が許可されることから、提案の趣旨を実現できる。			D	－				D	－			10551000	（株）パソナシャドーキャビネット	農林水産省
1020060	千葉県柏市における、一般の不動産屋の仲介による農地の売買・貸し借りの自由化	農地法第３条第１項	農地の売買や貸し借りを行う場合は、農地法第３条の規定により、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要。	農業委員会または県知事の許可無く農地の売買・貸し借りが不可能な状態を、一般の不動産屋の仲介によっての売買・貸し借りを可能にすることで、新規就農者の増加・農業を含めた新しい働き方の増加を目指す。	本条項の目的は農地の売買・貸し借りを許可制にすることで、確実に農業生産を出来る人・法人による農地の活用を目的としている。しかし、農業委員会の許可基準として①取得したすべての農地を耕作すること②農作業に常時従事すること③農地の合計50a（北海道は2a）以上であること④効率的に耕作すること、とハードルの高い内容となっている。 耕作放棄地が増加する昨今、一般の不動産屋の仲介による農地の売買・貸し借りを可能にすることで、農地の活用方法が広がるのではないか。例えば、農地内でも観光農業に店舗をも設ける・週3日農業、週2日他業種にて就業という働き方の選択・趣味の農業などである。 全国に発展をしていきたいが、先ずは首都圏在住の人が日帰りで農業が出来る、千葉県柏市に特化することで、意欲のある人が元手が無くても農業に参入できる仕組みを作ることが目的である。	C	―	農地法第3条においては、取得地すべてを耕作し、農作業に常時従事すること等を許可の要件としている。これは、農地は国民の食料供給の基盤であり、かつ限りある貴重な資源であること等を踏まえ、耕作目的以外の農地の権利取得を規制し、農地を効率的に利用する耕作者が農地の権利を取得できるように、設けているものであり、許可を不要とすることは認めることはできない。			C	―				C	―			10551100	（株）パソナシャドーキャビネット	農林水産省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020070	農業振興地域整備に関する特区	農業振興地域の整備に関する法律第６条第２項、第１０条第３項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第５条 農用地等の確保等に関する基本指針第２の（１）	・農業振興地域を指定するためには、その指定しようとする地域内に農振法第１０条第３項各号に規定する土地の合計面積がおおむね２００ｈａ以上（都市計画法の市街化調整区域や農業上の条件の不利な地域を含む場合はおおむね１００ｈａ以上）あることが必要である。 なお、農業振興地域の指定は、 ア　農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合、 イ　農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている場合又は行われることが適当である場合には、隣接した２以上の市町村の区域にわたるものであっても一の農業振興地域として指定することが可能。 ・優良農地については、農用地区域に指定することとなっており、その要件は、次のとおり。 ア　集団的農用地（20ha以上） イ　農業基盤整備事業の対象地 ウ　農道、用排水路等の土地改良施設の用地 エ　農業用施設用地（２ha以上又は①、②に隣接するもの） オ　地域の特性に即した農業振興を図るために必要な土地	農業振興地域の整備に関する法律において、農業振興地域を設定する面積基準（大阪府の場合おおむね100ha以上）や「優良農地を判断する上での面積基準「20ha」を緩和し、遊休農地の発生防止、農地の有効利用など農業振興を一層推進する観点から、小規模農地を含め地域の実情に応じて弾力的に対応できる制度とする。	（想定される事業） ○名称：「農業振興地域整備に関する特区」における農のある環境づくり支援（仮称） ○内容：営農環境の改善や地域活性化について農業者が主体となって策定した地域協定等を市町村長が認定することにより、認定された地域を市町村長が農業振興を図る特別な地域として定め、地域ニーズに応じた基盤整備を図る。 ○効果：営農意欲が高く、将来にわたって農地としての活用がなされる地域に対して、総合的な農業振興を図ることで、農地と都市とが共存した環境の保全と活用の推進に寄与する。 （規制改革の必要性、地域の特性・意義） ○現行の優良農地の面積基準は、生産性の観点から設定されており、市街化の進んだ地域における農業経営の実情や農地の多面的機能について考慮されたものではない。このため、地域ごとの実情や特性を反映した土地利用を図る必要がある。 （経済的社会的効果） ○市街化調整区域における農業振興地域以外の農地に対しては、これまで農業投資がなされてこなかったため、営農条件が悪化してきているのが現状。一方、これらの地域では営農意欲の高い農業者が存在し、また、地域住民にとっても安全で新鮮な農産物の供給の場であるだけでなく、良好な環境を提供するなど様々な役割を果たしている。このため、これらの地域の農業振興を図る必要がある。	D	－	ア　農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合、 イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている場合又は行われることが適当である場合には、 隣接した2以上の市町村の区域にわたるものであっても一の農業振興地域として指定することが可能であり、1市町村で対象となる土地が100haに満たない場合でも、複数の市町村の区域にわたる地域を農業振興地域に指定することにより、面積基準を満たすことは可能と考えられる。 また、優良農地を判断する上での面積基準については、地域の特性に即した農業振興を図るために必要な土地については、面積が20haに満たない場合でも、農用地区域に指定することが可能である。			D	－				D	－			1079010	大阪府農業法人協会	農林水産省
1020080	農地転用に係る国の関与の排除	農地法第4条第1項、附則第2項	農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha４ｈａ以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。	農地転用は原則知事許可としながら、４ｈａ超の農地転用は農林水産大臣許可とし、２ｈａ～４ｈａの農地転用は農林水産大臣に協議しなければならない。 ４ｈａ超の農地転用許可を都道府県に移譲し、２ｈａ超～４ｈａの農地転用の国への協議を廃止すること。	【実施内容】 現場に近く地域の実情に精通する基礎自治体は，市町村合併により規模・能力が拡大しており，許可権者としてこの役割を担うにふさわしいと考え，県の許可権限の基礎自治体への移譲を行っている。 農地転用に係る権限を住民に身近な基礎自治体に一元化することにより，迅速な対応などが可能となり，住民サービスの向上につながる。 【提案理由】 農地転用規制は，法定化された基準に基づく公平かつ厳格な運用と透明性の確保を要請されているが，対象面積で許可権限を区分することは，この要請を満たすにあたり合理的とは考えられない。農振農用地区域内の農用地の転用は原則不許可とするなど，転用基準は法定化されており，許可権者によって運用が左右されることはあり得ず，また，総合規制改革会議の指摘は，一部の不適切事案をもって地方行政全体を傾向づけるもので，適切な指摘とは考えられない。 転用規制が厳格に運用されないことは，単に地方行政の責に帰すものではなく，国や県の行き過ぎた関与が基礎自治体の主体性を阻害することも一因であり，地域により身近な自治体が自らの責務として地域の実情に即した転用規制の運用を図ることが，責任の所在も明確となり，優良農地の確保につながると考える。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく開発行為と距離をおいて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があると考えている。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第３次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとしては、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても転用規制の厳格な運用が求められているところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	農地転用面積が大きく，審査に広域的，客観的視点が必要としても，市町村合併による基礎自治体の広域化や能力向上を考えると，基礎自治体が国に代わり権限を担うことは可能である。 利害関係の調整が複雑になれば，地域の実情に精通する基礎的自治体の果たす役割は一層重要となる。 また，農振農用地区域内農地の転用は原則不許可とするなど，既に農地転用基準は法定化され，許可権者により運用が左右される余地は少なく，総合規制改革会議第３次答申の指摘事項は，一部不適切事案をもって地方行政全体を傾向づけるものであり，適切な指摘とは考えない。 なお，大臣許可権限に係る面積を4ha以上としている根拠を明確にされたい。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹にかかわるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく、開発行為と距離を置いて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要がある。なお、許可の判断に当たっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとして、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても、転用規制の厳格な運用を求める意見が提示されたところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要がある。 なお、大臣許可権限に係る面積は、水管理を適正に行い得る区画で農道や用排水路などの施設に囲まれた規模を勘案して4ha超としているところである。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	転用規制が厳格に運用されないことは，単に地方行政の責に帰すものではなく，国の行き過ぎた関与が基礎自治体の主体性を阻害することも一因であり，地域により身近な自治体が自らの責務として地域の実情に即した転用規制の運用を図ることが，責任の所在も明確となり，優良農地の確保につながると考える。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹にかかわるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく、開発行為と距離を置いて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があり、許可の判断に当たっては、都道府県の意見も踏まえて判断しているところである。 また、総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとして、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、まちづくり3法改正等の国会審議においても、転用規制の厳格な運用を求める意見が提示されたところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要がある。		1082010	広島県	農林水産省
1020090	農業委員会の必置規制の廃止	農業委員会等に関する法律第3条、農業委員会等に関する法律施行令第２条	農業委員会は、原則として、市町村に必置とする。ただし、農地面積が一定の基準（北海道800ha、都府県200ha）を超えない市町村では農業委員会を置かないことが可能である。	基礎自治体が地域の実情に応じて農業委員会の役割及び設置の必要性の検証を行い，設置の是非を自ら判断できるよう，農業委員会の必置規制を廃止すること。	【実施内容】 農業委員会の必置規制を廃止することにより，基礎自治体は，地域の実情に応じて，自らの判断によって農業委員会の設置が必要か否か決定できる。 【提案理由】 農業委員会交付金が税源移譲の対象となり，市町村へ一般財源化されている中，地域の実情に精通する基礎自治体が，自主的かつ自己完結的な行政サービスを行う体制づくりが必要である。農業委員でなければ地域農業の調整活動ができないことは無く，他産業と同様に基礎自治体職員が地域農業に対して行政サービスを行うことは十分可能である。	C	—	国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や農地の利用集積等の農地政策を適切に推進する必要がある。農地に関する権利調整等私的法律関係に介入する業務の処理に当たっては、農村地域社会の特質等を踏まえると、市町村が実施するよりも、地域の信任を得て選ばれ、地域の実態に精通した農業者等によって構成される合議制機関である農業委員会が行うことが効果的であり、引き続き必置とすることが不可欠である。 一方、区域内の農地面積が一定以下の市町村においては、業務件数が少なく、設置が過重な財政負担となりかねない等の理由から、農業委員会の設置は市町村長の判断に委ねられている。また、平成16年の農業委員会等に関する法律の改正においても、農業委員会の必置基準面積の引上げ（北海道360ha→800ha、都府県90ha→200ha）等市町村の裁量を拡大する等の措置を講じている。 なお、広島県内にも農地面積が一定以下の市町村が4市町あると把握しているが、その全ての市町村で農業委員会が設置されており、農業委員会の重要性について認識されているものと考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	農業委員会の人件費は18年度から一般財源化されており，地方分権の観点から，地域の実情に精通する基礎自治体が自ら農業委員会の設置の是非を判断し，事務の効率化の観点から一部事務組合のように複数の自治体による共同設置が可能となるよう，より柔軟な仕組みとすべきである。 また，平成１６年の農業委員会等に関する法律の改正による農業委員会必置基準面積の引上げ措置以上に市町村合併による農地面積が平均で約4倍になっており，十分な効果がない状況である。 なお，回答にある県内の4市町中2町においては，今年度中の農業委員会廃止を検討しており，必ずしも農業委員会組織を置かずとも農業施策は推進できるものと考える。	C	—	国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や農地の利用集積等の農地政策を着実に推進する必要がある。農地に関する権利調整等私的法律関係に介入する業務の処理を行うに当たっては、農村地域社会の特質等を踏まえ、地域の信任を得て選ばれ、地域の実態に精通した農業者等によって構成される合議制機関である農業委員会が地域の実情や農業者のニーズに応じ、きめ細かに取り組むことが必要不可欠であり、また妥当でもある。 なお、複数の自治体による共同設置を可能とすることについては、農業委員会の活動区域が広域化することによって農業委員会に期待される地域の実態に応じたきめ細かな取組を果たすことが困難になるおそれがあることに加えて、選挙制度により地域の信任を得て選ばれた委員が、その地域の業務を担うことを旨とする農業委員会制度にはなじまないため、認められない。 また、平成16年の農業委員会等に関する法律の改正においては、必置基準面積の引き上げのほか、選挙委員の下限定数を市町村が条例で定めることができることとする等、市町村がそれぞれの実態を勘案した対応が可能となるような手当を行ったところである。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	食料の安定供給のために，優良農地の確保や農地の利用集積等の農地政策を推進することについては同意できる。その役目を果たすのが，国が推進している「地域担い手育成協議会」であり，これには，市町村，JA，土地改良区等の各種団体が参加することとなっている。 このように，農地政策を推進する団体の育成を進め，予算を重点的に配分する一方で，農業委員会については農地面積による一律の基準による必置規制を堅持し，人件費等の交付金負担を国が続けるのは二重補助とみられる。 市町村がそれぞれの実態を勘案した対応を推進するのであれば，農業委員会の設置の必要性についても，各市町村の自主性を尊重することが大切と考える。	C	—	担い手の抱える経営・販売、農地の利用調整、技術指導、法人化への取り組み等の様々な課題に対する相談・支援は、担い手の育成・確保に当たり重要な課題である。このため、市町村、JA、土地改良区、農業委員会等の関係機関が連携して総合的に支援活動を行う組織として、「担い手育成総合支援協議会」を設け、諸々の経営課題に横断的に応じることとしているところである。 このように、担い手育成総合支援協議会は担い手の育成・確保のため、各機関の有する機能を総合的に活用する場として位置付けられるものであるが、このことは、各機関それぞれがその役割を個別に十分に発揮することが求められていることを何ら否定するものではない。したがって、選挙制度により地域の信任を得て選ばれた農業者等によって構成されている農業委員会が地域の農地に関する権利調整等の業務を実施することの必要性及び妥当性については何ら変わるものではなく、引き続き必置とすることが不可欠である。		1082140	広島県	農林水産省
1020100	農地転用許可の農業会議への諮問の廃止	農地法第4条第1項、第3項	都道府県知事が農地転用の許可をしようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。	農地転用許可などの農業会議への諮問を廃止し，基礎自治体が自己完結的かつ効率的に判断できるよう，制度を見直すこと。	【実施内容】 県から農地転用許可等の権限移譲を受けている基礎自治体においては，農業会議への諮問を廃止することにより，例えば，標準処理期間が６０日間から４０日間に短縮が可能であり，住民サービスの向上につながるとともに，基礎自治体が自主的かつ自己完結的に判断することで，農地行政上の課題である優良農地の確保や担い手への農地集積等の解決に向け，住民に直接説明責任を果たす行政を確立できる。 【提案理由】 広島県においては，市町村合併の推進により広域化した基礎自治体に，住民に身近な事務は基礎自治体自らが処理する観点から，農地転用許可を平成１７年度から５年間で全市町へ権限移譲することとし，現在１５市町への権限移譲が完了している。権限移譲を受けた市町は更に農業委員会へ許可権限を委任しており，一度農業委員会で許可妥当とした案件を更に農業会議（農業委員会会長が会議員）で諮問するということは，二重の関与に他ならない。申請者に対する迅速な事務処理が基礎自治体で完結するよう，県農業会議への諮問は廃止すべきである。	C	－	地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例は、都道府県が、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して実施しているものである。 一方、都道府県の農地転用許可に当たっての都道府県農業会議への諮問は、広域的な見地からの判断や農業者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために、都道府県レベルで農業者を代表して都道府県に意見することが必要であることから設けられているものであり、農地転用許可権限が都道府県から市町村や農業委員会に委譲されたからといって、都道府県農業会議への諮問を不要とするのは適当でないと考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	広島県では平成21年度末までに全ての市町に農地転用許可権限の移譲を行う予定であり，市町村合併により広域化した広島県では，市町農業委員会が広域的見地からの判断や農業者の権利を保護する観点から審査を行うことは可能である。 また，許可権限が全市町に移譲された後，具体的事案については各市町農業委員会総会において慎重に審議された結果，許可妥当と判断されたものであり，それを再度，各市町の農業委員会会長で構成する県農業会議に諮問することは，各市町農業委員会の決定について異議をはさむことになる可能性もあり，諮問は妥当でないと考える。	C	－	地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例は、都道府県が、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して実施しているものである。 一方、都道府県農業会議からの意見の聴取は、農地転用が農業者に与える影響が大きいことから、都道府県レベルで農業者を代表する機関である都道府県農業会議の意見を聴くことにより、都道府県において広域的な見地から慎重な審査が行われるよう設けられているものであり、農地転用許可権限が都道府県から市町村や農業委員会に委譲されたからといって、都道府県農業会議からの意見の聴取を不要とするのは適当でないと考えている。 なお、農業委員会の決定に都道府県農業会議が異議をはさむ可能性があるから意見の聴取は妥当でないというのは、意見の聴取を廃止する理由には当たらないものと考える。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例は，都道府県が，個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して実施しているものである。この法的趣旨に沿って，広島県では市町村への権限移譲を実施している。 この権限移譲において，農地転用許可は市町村農業委員会での議決の後も，都道府県農業会議からの意見の聴取を行うことにより，市町村の事務負担の増加及び許可の遅延が発生する等の理由により，権限移譲の効果が減少している。 都道府県農業会議の実態をふまえ，農地転用に係る意見の聴取の必要性の再検討をしていただきたいと考える。	C	－	地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例は、都道府県が、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して実施しているものである。 一方、都道府県農業会議からの意見の聴取は、農地転用が農業者に与える影響が大きいことから、都道府県レベルで農業者を代表する機関である都道府県農業会議の意見を聴くことにより、都道府県において広域的な見地から慎重な審査が行われるよう設けられているものであり、農地転用許可権限が都道府県から市町村や農業委員会に委譲されたからといって、都道府県農業会議からの意見の聴取を不要とするのは適当でない。 なお、事務処理の特例による権限委譲が、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して実施されていることを踏まえると、権限委譲を受けた市町村は、農地転用に当たっての都道府県農業会議からの意見の聴取についても、十分な事務処理能力を有しているものと考える。		1082141	広島県	農林水産省
1020110	農業経営体の育成に関する事業の基礎自治体による総合的実施（農業経営基盤強化促進法等の法施行事務など）	農業経営基盤強化促進法第５条，第６条	農業経営基盤強化促進法第６条により、市町村が基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。 この場合、市町村基本構想は、都道府県基本方針に即するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものであり、かつ、地方自治法第２条第４項の基本構想に即するものでなければならない。	現行法では，市町村が農業経営基盤強化基本構想を策定するにあたって，県知事に協議し同意を得る必要があるが，この協議を撤廃すること。	【実施内容】 市町村が農業経営基盤強化基本構想を策定するにあたって，市町村が必要とする場合は県に助言を求めることができることとする。 また，策定した場合は県に報告するものとする。 【提案理由】 市町村農業経営基盤強化基本構想は①県の定める農業経営基盤強化基本方針及び②地方自治法第2条第4項の基本構想に即し，③農業振興地域整備計画等の地域の農業振興に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。 ②，③については市町の責任において担保可能な事項であり，県の同意を要することでないのは明らかである。同様に①についても，市町の責任において遵守することが可能であり，県へ改めて協議し，同意を得る必要はないと考える。 県の基本方針は，県としての方向性を示すとともに，県全域及び地域で共通する事項の整理により市町の負担を軽減することがその主旨であると考えており，市町も当然にこれを遵守することから，これまでも市町が基本構想を策定する際に県の基本構想と大幅な齟齬が生じる事態は起こっていない。 従って，国もこれらの仕組みに係らず市町村がそれぞれの地域の実情に応じた担い手育成の取り組みを行うことは可能と判断(H18.9.15)しているとおり，県の基本方針に沿った基本構想の策定も十分可能であり，県知事への協議は不要である。	C	—	市町村基本構想の策定・変更について、都道府県知事への協議及びその同意を要するという仕組みは、市町村基本構想の内容が、都道府県基本方針に即しているか、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれているか等を確認することにより、自然的経済的社会的条件の面で同一の地帯区分に属するような市町村であるにもかかわらず、市町村基本構想の内容に大幅な齟齬が生じることを防止し、制度の適正な運用を担保するために設けている必要最低限の制度的措置である。 これまで貴県内の市町村基本構想の内容が、大幅な齟齬が生じてこなかったのは、この仕組みが存在してきたことによるとも言え、このような仕組みをなくした場合、今後、齟齬が発生する可能性は否定できず、「認定農業者制度」等の適正な運用に重大な支障が生じることが懸念されることから、協議・同意の撤廃はできない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	本県では市町村合併が進み，現在23市町となり，基礎自治体の事務能力の向上とあいまって，規範遵守の徹底も進展しており，大幅な齟齬は発生していないし，今後も起こり得るとは考えられない。 また，県と市町は同格であり，それぞれの担当区域においてそれぞれの責任を果たすもので，県が市町村のチェックを行うという機能分担は縮減されるべきものであると考える。 国と県の関係においても「認定・承認」から「指導・助言」へと地方分権が推進されているおり，『同意』が必要最低限の関与とは考えられない。本制度，県基本方針の趣旨及び地域の特性を踏まえて基本構想を策定すべき旨を市町村に周知することで十分と考える。	C	－	基礎自治体の事務能力の向上や規範遵守の徹底がなされているとしても、このような仕組みをなくした場合、都道府県基本方針と市町村基本構想の内容に、今後、大幅な齟齬が発生する可能性は否定できず、認定農業者制度等の適正な運用に重大な支障が生じることが懸念されることから、協議・同意の撤廃はできない。 また、本手続は、平成10年に閣議決定された地方分権推進計画の趣旨を踏まえた地方分権一括法において、それまでの「承認」から「同意を要する協議」に改正されたものであり、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を必要最小限度のものとするという地方分権推進計画の原則に即した手続となっている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	基本構想の策定は，農業経営基盤強化促進法に基づき，県の基本方針に即することは当然のことであることから，法の中で一定の基準が規定されていれば，県の関与は「指導・助言」としても，基本構想の内容に大幅な齟齬が生じるとは考えられない。	C	—	市町村基本構想は、市町村が、地域の実情を踏まえて策定するものであるが、その内容が、都道府県基本方針に即しているか、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれているか等を確認することにより、自然的経済的社会的条件の面で同一の地帯区分に属するような市町村であるにもかかわらず、基本構想の内容に大幅な齟齬が生じることを防止し、制度の適正な運用を担保する必要があることから、基本方針の策定主体である都道府県知事への協議及びその同意の手続を必要最低限の制度的措置として設けているものである。 仮に、この都道府県知事への協議及びその同意の手続を「指導・助言」とした場合には、都道府県基本方針との整合性等を確認する機会が確保されなくなることや、「指導・助言」自体は強制力を伴うものではないこと等を踏まえれば、都道府県基本方針と市町村基本構想の内容に大幅な齟齬が生じる可能性は否定できず、また事後の迅速な是正も困難となり農政の現場に混乱を招きかねないことから、都道府県知事への協議及びその同意は必要な手続である。		1082150	広島県	農林水産省
1020120	農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備基本計画策定における協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第４条第２項、第５項 農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項、第４項	都道府県知事が農業振興地域基本方針を定めようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域基本方針のうち「農用地等の確保に関する事項」及び「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」に係るものについては、農林水産大臣の同意を要する。 また、市町村が農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、農用地利用計画については、都道府県知事の同意を得なければならない。	地方公共団体が策定する各種計画は，国，県が策定する上位計画に即して策定することが義務付けられているが，必要以上の国等の関与は排除すべき。 県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣，市町が農業振興地域整備計画を定める場合の県知事への協議・同意の義務付けを廃止すること。	【実施内容】 国や県に対する事前協議や同意手続きが廃止されることにより，必要以上の関与が排除され，各基礎自治体での自主的・総合的な取組みが可能となる。 【提案理由】 県が定める農業振興地域基本方針，市町が定める農業振興地域整備計画の策定に当たっては，国の指標やガイドラインを参考に，上位計画に即して策定している。 国は県，県は市町に対する助言などに留め，地方公共団体は助言を検討し必要と認めた場合に方針・計画を変更するなど，地方公共団体の主体的な取り組みを可能にすべきである。	C	－	農振法は、国が農業振興を図るべき地域の指定の基準を示し、これに基づき県が農業の振興を図るべき地域を指定し、地域指定を受けた市町村が策定する整備計画に従って農業振興施策を実施することにより、農業の健全な発展を図る制度となっている。 市町村の整備計画の達成を図るため、 ① 農地等の転用制限、開発行為の制限など土地利用に関する措置 ② 農業に関する公共投資、生活環境施設の整備 ③ 税制上の優遇措置 等を講ずることとされていることから、整備計画の策定・変更に当たっては、国の農用地等の確保等に関する基本的な考え方及び国の考え方に即した県の農業施策との整合性を図ることが必要である。 このため、基本方針又は整備計画の変更に当たっては、事前に国又は都道府県と協議させることとしており、廃止することはできない。 とりわけ、農振整備計画のうち農用地利用計画については、食料自給率の向上のための優良農地の確保の観点から、農用地の確保に関する国の基本的な考え方を県の基本方針・市町村の整備計画まで反映させておく必要があることから、県の基本方針については国の同意、市町村の整備計画については県の同意を義務付けているところであり、廃止することはできない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	県は基本指針に即した基本方針の策定を，市町は基本方針に即した整備計画の策定を行うことと農振法に規定がされている。この規定に基づき基本方針等の策定を行うことで国・県及び市町で上位にある基本指針等と整合性を図ることは十分に可能であり，必要以上の関与となる協議・同意を義務付ける必要はない。	C	－	農振法は、国が農業振興を図るべき地域の指定の基準を示し、これに基づき県が農業の振興を図るべき地域を指定し、地域指定を受けた市町村が策定する整備計画に従って農業振興施策を実施することにより、農業の健全な発展を図る制度となっている。 市町村の整備計画の達成を図るため、 ① 農地等の転用制限、開発行為の制限など土地利用に関する措置 ② 農業に関する公共投資、生活環境施設の整備 ③ 税制上の優遇措置 等を講ずることとされていることから、整備計画の策定・変更に当たっては、国の農用地等の確保等に関する基本的な考え方及び国の考え方に即した県の農業施策との整合性を図ることが必要である。 基本方針又は整備計画の策定は、それぞれ基本指針又は基本方針と適合するものであることが農振法に規定されているが、法に規定されていることをもって当該規定に係る事項が遵守されることの担保にはならず、基本方針又は整備計画の変更に当たっては、事前に国又は都道府県と協議する必要があり、これを廃止することはできない。 とりわけ、農振整備計画のうち農用地利用計画については、食料自給率の向上のための優良農地の確保の観点から、農用地の確保に関する国の基本的な考え方を県の基本方針・市町村の整備計画まで反映させておく必要があることから、県の基本方針については国の同意、市町村の整備計画については県の同意を義務付けているところであり、廃止することはできない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	農業の健全な発展を図るための農業振興地域制度については理解できる。 しかし，「法に規定されていることをもって当該規定に係る事項が遵守されることの担保にはならない」として，協議の義務付けを行うことは，自治事務に対する過剰な関与ではないか。また，国の基本指針にも「県及び市町村が自主的に策定・管理に取り組むこと」とされており，事前の協議・同意などの過度の関与は自治体の自主性を阻害するものである。	C	—	農振法は、国が農業振興を図るべき地域の指定の基準を示し、これに基づき県が農業の振興を図るべき地域を指定し、地域指定を受けた市町村が策定する整備計画に従って農業振興施策を実施することにより、農業の健全な発展を図る制度となっている。 市町村の整備計画の達成を図るため、 ① 農地等の転用制限、開発行為の制限など土地利用に関する措置 ② 農業に関する公共投資、生活環境施設の整備 ③ 税制上の優遇措置 等を講ずることとされていることから、整備計画の策定・変更に当たっては、国の農用地等の確保等に関する基本的な考え方及び国の考え方に即した県の農業施策との整合性を図ることが必要である。 基本方針又は整備計画の策定は、それぞれ基本指針又は基本方針と適合するものであることが農振法に規定されているが、法に規定されていることをもって当該規定に係る事項が遵守されることの担保にはならず、基本方針又は整備計画の変更に当たっては、事前に国又は都道府県と協議する必要があり、これを廃止することはできない。 とりわけ、農振整備計画のうち農用地利用計画については、食料自給率の向上のための優良農地の確保の観点から、農用地の確保に関する国の基本的な考え方を県の基本方針・市町村の整備計画まで反映させておく必要があることから、県の基本方針については国の同意、市町村の整備計画については県の同意を義務付けているところであり、廃止することはできない。 なお、基本方針又は整備計画の変更に当たっての国又は都道府県との協議・同意は、国、都道府県及び市町村における農業振興施策等の整合性を確保する上で必要な最小限の関与であり、この協議・同意を行うことをもって都道府県及び市町村の自主的な取組みを阻害することになるとは考えがたい。		1082190	広島県	農林水産省
1020130	農地転用申請に係る添付書類の簡略化	農地法施行規則第4条	農地転用許可申請書を提出する場合には、土地の登記事項証明書、法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合）、等を添付することとされている。	農地転用許可申請の添付書類は，農地法施行規則第４条に規定されているが，規則を改正して省略が可能な書類は簡略化すること。	【実施内容】 申請者の時間的，経済的負担の軽減が図られ，住民サービスの向上につながる。 【提案理由】 広島県では，「分権改革推進計画」に基づき，住民により身近な基礎自治体へ事務事業を移譲しており，住民サービスという視点からも，基礎自治体で入手可能な書類は簡略化していくことを提案している。 現在，登記事項証明書の取得はオンライン化が進んでおり，自治体が法務局へ登録すれば取得に要する事務量はわずかなものである。実務上，申請事務に要するのは自治体が申請者に対して行う窓口指導（書類の確認等）であり，申請者負担となっている登記事項証明を自治体側で取得することが可能となれば，窓口指導もスムーズに行え，かつ事務処理の減につながることも考えられる。 このように，住民サービスの観点からも，各許可権者の判断により書類の添付を省略させることが可能となるよう，施行規則上の義務付けは廃止すべきである。	C	－	農地転用許可申請書の添付書類は、許可権者が申請の転用地の確認や適格性の審査を行い、転用実現の確実性や計画面積、被害防除措置の妥当性等の判断を行うために必要不可欠なものである。 土地の登記事項証明書は、申請に係る土地の所在、面積、権利関係等を確認し、適格性を審査する上で必要不可欠な書類であり、また、転用許可後における地目変更、所有権移転等の登記の際にも転用許可書と登記事項証明書の表示が整合していることが必要である。また、法人の登記事項証明書等についても、申請に係る権利設定や転用事業を行うことが可能な法人であるか等について審査する上で必要不可欠な書類である。 なお、申請者は、土地の開発や権利の設定を行おうとする当事者であり、土地の権利関係等の事実関係をこれらの書類により事前に確認することは当然必要なことと考えられる。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	広島県は「分権改革推進計画」に基づき，住民により身近な基礎自治体へ事務事業を移譲しており，住民サービスの視点を重視する観点から，基礎自治体の意見を踏まえ，基礎自治体で調査が可能な書類の簡略化を提案しているのであり，基礎自治体の自主的な判断に委ねるべきと考える。 また，法人登記簿や土地の登記事項証明について，申請者が確認するのは当然であり，提案の趣旨は，農地転用申請時に当該書類の添付を求めることによる経済的，物理的負担を考慮し，住民サービスの観点から基礎自治体の判断で添付の省略が可能となるよう，柔軟な取り扱いを求めることにある。	C	－	登記事項証明書等は、個々の転用許可の申請適格等を審査する上で必要不可欠な書類であり、申請書に添付すべき書類としているところである。 土地の登記事項証明書は、申請に係る土地の所在、面積、権利関係等を確認し、適格性を審査する上で必要不可欠な書類であり、また、転用許可後における地目変更、所有権移転等の登記の際にも転用許可書と登記事項証明書の表示が整合していることが必要である。また、法人の登記事項証明書等についても、申請に係る権利設定や転用事業を行うことが可能な法人であるか等について審査する上で必要不可欠な書類である。 なお、申請者は、土地の開発や権利の設定を行おうとする当事者であり、土地の権利関係等の事実関係をこれらの書類により事前に確認することは当然必要なことと考えられる。 また、個々の開発行為等に伴って必要となる登記事項証明書等を審査機関である自治体が申請者に代わって調査確認し、さらに審査まで行うことは、自治体の事務量の増大を招き、かえって許可にかかる期間を長引かせるほか、これらの調査コストは、本来、個々の開発行為等により利益を享受する申請者が負担すべきものであり、これに代わって自治体がコストを負担することは住民サービスとはならない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	登記事項証明書等が，農地転用許可の申請適格等を審査する上で必要不可欠な書類であることは，同意できる。 しかしながら，行政庁間で当該情報の電子化利用が出来れば，申請者の費用負担の軽減，法務局等の事務軽減につながることであり，一省庁のみの事務軽減ではなく，行政サービスの向上にもつながるものである。 このように，各自治体が入手できる情報を活用し，申請者の負担を軽減し，住民サービスにつなげるためにも，農地転用許可申請の添付書類については提出書類の簡略化を図ることが必要と考える。	C	－	登記事項証明書等は、個々の転用許可の申請適格等を審査する上で必要不可欠な書類であり、申請書に添付すべき書類としているところである。 土地の登記事項証明書は、申請に係る土地の所在、面積、権利関係等を確認し、適格性を審査する上で必要不可欠な書類であり、また、転用許可後における地目変更、所有権移転等の登記の際にも転用許可書と登記事項証明書の表示が整合していることが必要である。また、法人の登記事項証明書等についても、申請に係る権利設定や転用事業を行うことが可能な法人であるか等について審査する上で必要不可欠な書類である。 なお、申請者は、土地の開発や権利の設定を行おうとする当事者であり、土地の権利関係等の事実関係をこれらの書類により事前に確認することは当然必要なことと考えられる。 また、個々の開発行為等に伴って必要となる登記事項証明書等を審査機関である自治体が申請者に代わって、法務局等を通じて調査確認し、さらに審査まで行うことは、自治体の事務量の増大を招き、かえって許可にかかる期間を長引かせるほか、これらの調査コストは、本来、個々の開発行為等により利益を享受する特定の申請者が負担すべきものであり、これに代わって自治体がコストを負担することは一般の住民に対するサービスとはならない。		1082200	広島県	農林水産省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020140	主要農作物種子審査の民間解放	主要農作物種子法第４条、第５条	主要農作物種子法第４条の規定により、都道府県の職員がほ場審査及び生産物審査を、法第５条の規定により、ほ場審査証明書及び生産物審査証明書を交付することとしている。	主要農作物種子法（以下，「法」という。）において「県の職員」が行なうこととされている指定種子生産ほ場において実施する①ほ場審査，②生産物審査事務について，「国・県の定める基準に基づき審査を行うための必要な知識と技術を有すると県知事が認めた者」が農林水産省令で定めるほ場審査証明書及び生産物審査証明書を交付できるよう制度の見直しを行なうこと。	【実施内容】 民間で実施することにより事務の効率化が図られ，住民サービスの向上につながる。 また，当該民間審査機関は，県知事が必要な審査技術を有すると認め，指定した機関に限定することにより，審査の信頼性は確保できる。 【提案理由】 主要農作物種子法第４条第４項において，主要農作物種子の審査については「県の職員」が行うこととされているが， ①国並びに都道府県が定める基準に従って審査を行うこと ②本県では従来からJAの営農指導員がほ場審査，生産物審査に立会しており，審査を実施するために必要な知識・技術を十分習得していること ③種子の販売には，農産物検査法に基づき農産物検査の実施が義務付けられているが，当該検査については既にJA等に民間開放されており，ほ場審査及び生産物審査についても民間開放することは十分可能であること 以上のことから，主要農作物種子に関して県が行っている法第４条に規定する審査及び法第５条の審査証明書等の交付等の事務について民間が実施できるよう法律の改正を求める。 また，農林水産省は「主要農産物種子制度関係事務の処理に係る留意事項について（平成19年3月29日付け生産局長通知）」の中では，法律に基づく事務の処理について都道府県に通知されたが，技術的助言として取り扱われている「主要農作物種子制度基本要綱」及び「主要農作物種子制度の運用について」の審査の運用を説明されたに留まっており，昨年度本県が提案した内容に対する措置となっていない。	C		本制度は、主要農作物種子が我が国の耕地面積の45%において作付けられる重要な生産資材であり、地域の気象条件等に適した優良な品種の種子の生産及び普及を促進していく観点から、都道府県が主体となり、 ① 原原種や原種の生産・供給 ② 種子生産ほ場の指定及び当該ほ場並びに生産物の審査 ③ 審査結果に基づく審査証明書の交付 を行うことにより、生産者に対して主要農作物の来歴や良質性を保証するものである。 このため、種子生産ほ場や生産物の審査については、都道府県の職員が行うことが不可欠である。なお、事務の実施に要する経費については地方交付税の算定に含められているところである。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	地域の気象条件等に熟知し，かつ県知事が必要な審査技術を有すると認め，指定した機関に限定することにより，審査の信頼性は確保できる。 また，主要農作物種子の流通については，主要農作物種子法に基づくほ場審査及び生産物審査を経た後，農産物検査法に基づき民間検査の結果合格したものが種子もみとして流通していることから，民間で一体的に実施することがコストの削減及び事務の簡素化につながる。 さらに，農林水産省は「主要農作物種子制度関係事務の処理に係る留意事項について（平成19年3月29日付け生産局長通知）の中で，優良品種について民間事業者を積極的に活用することとされている。	C	—	主要農作物（稲、麦、大豆）は我が国の基本食料であり、地域農業の振興においても基幹となる作物である。このため、主要農作物種子制度は、都道府県が主体となり、 ① 原原種や原種の生産・供給 ② 種子生産ほ場の指定及び当該ほ場並びに生産物の審査 ③ 審査結果に基づく審査証明書の交付 を行うことにより、生産者に対して主要農作物の来歴や良質性を保証しているものであることから、都道府県職員がほ場審査及び生産物審査を行うことが不可欠である。また、事務の実施に要する経費については地方交付税の算定に含められているところである。 また、主要農作物種子法に基づく審査は、種子の良質性の担保の観点から、農産物検査法に基づく検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を図るという観点から審査や検査が行われていることから、審査・検査項目も異なっている。したがって、仮に主要農作物種子法に基づくほ場審査、生産物審査を農産物検査の実施主体と同じ民間機関が行うこととなった場合でも、コストの削減や事務の簡素化にはつながらないと考える。 なお、「主要農作物種子制度関係事務の処理に係る留意事項について（平成19年3月29日付け生産局長通知）」において、積極的に民間事業者を活用することとしているのは、民間事業者が育成した品種のうち優良なものの奨励品種への採用、原種及び原原種の供給能力の活用についてであり、審査及び審査証明書の交付に民間事業者を活用する趣旨ではない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	審査及び審査証明が，生産者に主要農作物の来歴や良質性を保証することを目的としているのであれば，地域の気象条件等に熟知し，主要農作物種子制度運用基本要綱で定められた技術的水準を有するJA等の民間事業者でも可能であり，都道府県職員に限定する必然性はないと考える。 このため，知事が，民間事業者の審査技術能力の有無を判断し，国の定めた技術水準を満たした機関に指定を限定することにより，審査の水準と信頼性は確保できるものと考える。 また，種子審査及び農産物検査は，その審査・検査項目は異なるものの，生産物の品質等を消費者に対して保証するという点で制度の趣旨は同じである。	C	－	主要農作物（稲、麦、大豆）は我が国の基本食料であり、地域農業の振興においても基幹となる作物であるため、都道府県が主体となり、 ① 原原種や原種の生産・供給 ② 種子生産ほ場の指定及び当該ほ場並びに生産物の審査 ③ 審査結果に基づく審査証明書の交付 を行い、生産者に対して主要農作物の来歴や良質性を保証するものであることから、都道府県職員がほ場審査及び生産物審査を行うことが不可欠である。 なお、主要農作物種子法に基づく審査は、生産資材である種子について技術的な観点からの良質性の担保を図るものである一方、農産物検査法に基づく検査は、農産物の流通・消費の観点から公正かつ円滑な取引とその品質の改善を図るものであり、制度の趣旨も異なっているところである。		1082230	広島県	農林水産省
1020150	成田空港周辺地域保税倉庫における植物検疫の可能化	植物防疫法第８条第２項	輸入植物の検査は、輸入した港又は飛行場の中の植物防疫官の指定する場所で行うこととする。	成田空港周辺では、フォワーダーによる保税倉庫の面積が空港内施設の面積を超え、一般貨物に関しては周辺地域と一体で物流機能が果たされている。生鮮農産物については到着空港での検査が植物防疫法で規定されているが，空港周辺の一定条件を備えた保税倉庫でも可能となれば、今、国民が一番心配している食の安全・安心が求められている輸入生鮮農産物に関しても、周辺施設を活用した効率的な物流体制の整備が可能となる。	成田空港が開港された約３０年前、誰もがこれだけ大量の生鮮貨物の輸入は想像できなかったと思います。これらの急増貨物に対応する為、貨物地区は狭隘な場所での継ぎ足し継ぎ足しの施設で更に非効率を招き使用料は世界一高い、また生鮮貨物を蔵置する空調施設はほとんどなく、特に夏場倉庫内温度が40℃にも達し、今、成田空港に輸入された生鮮貨物は食の安全面において大変危険(施設不備による急速な劣化)な状態にさらされています。一般貨物は到着空港での検査の規制がなく、大半が到着するとすぐ空港周辺の保税倉庫に移送・通関と非常に効率よい作業がされています。一方、生鮮農産物は植物防疫法で到着空港での検査が規定されているが、空港外であっても密閉型車両により移送し、くん蒸（消毒）施設を持ち、出入り口にネットを設置するなど空港内と同程度の病害虫の飛散防止策等を講じた保税倉庫については、空港内と同等とみなし検疫を可能とすることができれば、周辺施設を活用した一体的な物流体制整備が可能となり、空港機能の向上と通関時間の短縮、更に空港内にはない空調施設内での作業による食の安全が可能となります。なお現行でも空港内での検査の結果、くん蒸（消毒）が必要とされた輸入植物を植物防疫官立会いの下封印した密閉車両で搬出し、空港周辺の保税倉庫内のくん蒸施設で植物防疫官立会いの上、消毒を行うことは認められている。また、折角日本の生産者が丹精こめて作った高品質の農産物も空調施設のない成田空港で品質は一気に劣化する実情であり、これらの施設を使うことにより日本産の高品質な農産物の輸出奨励政策の実現が可能となる。（別紙添付資料参考）	C		① 空港内の検査場所は、検査官が常駐し、適切な病害虫管理が可能な場所であるため、万が一、我が国未発生の病害虫が侵入した場合であっても迅速かつ適切な防除が実施可能である。一方、空港外の検査場所には、農地や主要な幹線道路等があるため、未発生病害虫が侵入した場合、容易に定着及びまん延することから、広域な防除が必要となり、防除方法がない場合には、甚大な被害が生じる危険性がある。 なお、検査時において、消毒方法や防除方法が確立している害虫が発見された場合に空港外で消毒(くん蒸)を行わせることもあるが、消毒方法や防除方法がない病害虫が発見された場合は、空港外で消毒を行わせることは認めていない。 ② 空港内における植物検疫の業務については、植物防疫官を適切に配置し、機動性のある体制とするとともに、輸入植物の検査以外に検査で発見された様々な病害虫の同定など多くの業務を集約することにより、効率的に業務が遂行されている。一方、空港外で輸入検査を行う場合、要員配置の非効率化と機動性の喪失を招くとともに、検査官の移動や新たな備品整備などのための時間と費用の増加などが生じ、検査効率を悪化 させることとなる。 以上から、空港外の民間保税倉庫における輸入検査の実施は困難である。 なお、ご提案では、空港内の保税上屋は、生鮮貨物の温度保持について配慮されておらず、通関に長時間(5～6時間)要するとされているが、現在は、中温庫、低温庫、冷凍庫が設置され、輸入者が希望すれば鮮度保持が可能な場所に貨物を置くことが可能であり、また、輸入検査に要する時間は、平均して95分程度である。さらに、植物防疫官を増員するとともに、検査待ち時間の表示、検査室の温度管理を行うなどの生鮮貨物の品質保持に努めているところである。 また、ご提案によれば、輸出される植物の検査に関しても、輸入検疫と同様空調施設のない場所で扱われており、品質が劣化しているとの指摘があった。 しかし、植物検疫における輸出検査は、輸出者の希望する場所（集荷地、栽培地など）で受検することができることとなっており、実際に集荷地で輸出検査を行う事例（台湾向け青森県産りんご、台湾向け長野県産レタスなど）がある。（植物防疫法第10条） 従って、植物検疫のための検査がわが国の高品質な農作物の輸出を阻害することになっていない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	成田空港南部地区では田畑や幹線道路も近く、空港外検査場所と条件的に変わらないと考える。また空港内では適切な病害虫管理が可能な場所であり、まん延が防止されているような表現であるが、実態は検査前、検査後貨物、不合格貨物が同じ場所に蔵置され、検査や消毒を受けるために何ら飛散防止措置を施すこと無く空港内を往来している。そもそも検疫貨物の大半は消毒時にガスが通るよう穴の開いた箱に梱包されているため、病害虫が空港から近隣農地などに飛散する可能性は高い。一方、空港外施設（網室などで飛散防止）での提案は飛散防止措置（密閉型保冷車）をとって移動、検査時の往来も同一施設内であり安全性は空港内以上と考える。詳細別様。	C		① 輸入者や保税上屋の管理者は、空港内の保税上屋内や検査場所における病害虫の分散防止に努めることとなっており、病害虫が付着する恐れがある貨物を分散防止措置を施すことなく移動することは認められていない。 また、検査場所を増やすことは、空港外の保税倉庫で病害虫の分散防止措置を講じたとしても、病害虫の侵入リスクの増大に繋がることから認められない。 ② 病害虫の精密検査や同定などの様々な業務を効率的、かつ、機動的に実施するためには、植物検疫官を適切に配置することが必要であり、単に顕微鏡等の備品を整備すればよいものではない。 ③ 輸入者が希望すれば、空港内の保税上屋の定温庫（中温庫、低温庫、冷凍庫）に貨物を蔵置することは可能であり、そのような措置を行えば、輸入時から通関時まで長時間にわたって常温に晒されることはなくなると考えている。なお、個々の貨物の解体作業は短時間で終了しており、品質が劣化するほど長時間にわたるものではないと考えている。	提案者は、特に夏場において、常温場所で解体されることにより、クールチェインが途切れ、温度上昇と再冷による結露で品質劣化を懸念しているものである。このため、希望するのに定温庫に蔵置できない状況があるとのことから、実態を明らかにし、蔵置できない割合が少なくない場合は、少しでも改善できないかと言う観点から再度検討し回答されたい。	先に当方が提案した空港外施設の効用に関し、貴省から「病虫害侵入リスクが高い」との回答がありました。ここに当方からの最終反論として、提案施設の安全性が、現在の空港内施設より遥かに高いことを詳述しましたので、何卒ご高覧下さい。また、平成17年度の特区提案に関し、貴省は当方の提案を技術的に認められました。にも拘らず今回の再回答では不承認とされ、その理由は「空港外の保税倉庫で飛散防止措置を講じたとしても、病害虫の進入リスクの増大に繋がる」というものでした。これは、現場の窮状を全く理解しようとしない対応であり、国民の最大関心事である食の安全・安心を蔑ろにした現実乖離の回答としか考えられません。是非、農林水産省が、現場において厳しい現状を確認され、国民の立場にたった血の通う行政運営がなされるよう要請する次第です。 詳細別様	C	－	① 第7次提案における農林水産省の回答においては、「病害虫の分散防止措置により、病害虫の拡散リスクは抑制されるものと考える。」としているが、空港内より安全性が高いという趣旨で回答したものではなく、検査場所を増やすことにより、「侵入リスクは増大する。」と指摘したところである。 輸入検査を実施していない植物には、いかなる我が国未発生の病害虫が付着しているか不明であり、このような未検査植物を空港外へ運搬することは、農業上重要な病害虫の侵入リスクを増大させることになるので、提案を認めることは困難である。 ② 成田空港の保税上屋の管理者に確認したところ、生鮮農産物の貨物の解体作業は、他の貨物より優先して実施するとともに、温度上昇がなるべく少なくなるよう配慮しているとのことであった。また、気温が最も高くなる盆シーズンのピーク時（本年8月1日～15日）であっても、輸入者が温度管理が可能な場所への貨物の蔵置を希望する場合には、全ての貨物を定温庫に蔵置できている状況であるとのことであった。		1085010	日本花輸出入協会	農林水産省
1020160	日光那須塩原間国有林上空交通路の構築のための国有林の貸付け	国有財産法第１８条第６項	政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。（国有財産法第１８条第６項）	観光施設の老朽化、地域金融事情等により衰退の一途をたどる鬼怒川地域において、日光国立公園の区域を含む日光～鬼怒川～那須塩原間を結ぶ空中交通路を構築するための、国有林の貸付け。	栃木県北の日光、鬼怒川、川治エリアまたは那須、塩原エリアに向かう観光客は現在、電車、バス等の公共交通機関を利用した片道観光の往復客であり、ピーク時ではそれぞれ年間数万人の観光客が訪れていたが、近年急激な減少の一途を辿っている。これは行楽の魅力が乏しい為であるが、第一の原因に観光スポットに対して自由度の高い交通手段が皆無であること、第二に観光に対する新鮮なアイディアに乏しいことが問題となっている。 こうしたことから、日光市竜王地区（東武鬼怒川線新藤原駅最寄）から高原山南側を経由し那須塩原市関谷地区（会津東街道沿い）間の日光国立公園の区域を含む全長約18.2kmに観光交通手段として複線ロープウエーを構築する。これにより日光、鬼怒川、川治エリアと那須、塩原エリアをほぼ直線で結ぶことが出来、観光の自由度をあげることが可能である。また途中に中間駅（土上平放牧場、八方ヶ原等）を設けることで栃木県北地域の特色である自然（レンゲツツジ等）と酪農に触れ合うことができる。上空からの春夏秋冬の移り変る自然を展望することで栃木県北の観光を魅力あるものにする切り札となり得る。しかしながら、日光～那須塩原間は大部分が国有林域になるため、地域活性の為に国有林の貸与を求めるものである。	D		現行制度上、既に国有林野の貸付制度があり、ロープウェイ用の敷地としての貸付けを含め、多数の森林レクリエーション事業用地としての貸付けが行われている。 国有林野の貸付許可に当たっての審査事項 ① 申請者の経歴 ② 利用計画及び資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること （今回の事例については、自然公園法第十三条第3項の許可、鉄道事業法第三十二条第3項の許可等を得ていることが前提条件となる。） ③ 用地が必要最小限度であって代替地がないこと ④ 国有林野の管理経営上の支障の有無 など			D					D				1103030	個人	農林水産省 環境省
1020170	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について 漁港漁場整備法第３条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条	① 国庫補助事業により整備される漁港施設用地は、漁業活動という特定の目的に供するために整備された公共施設用地であり、利用に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律（以下「適化法」という。）第２２条の規定により、各省各庁の長の承認を受けずに、その交付の目的に反して使用してはならない。 ② 漁港法第３条で列記されている漁港施設とは、同法第２条で定義されている「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」としての「漁港」の基本施設及び機能施設である（直販所は同条に定められていない。）。	補助事業で整備した漁港施設用地（以下、「補助用地」という。）について、水産活動に支障がない場合に限り、漁協による直販所などの漁港施設以外の利用を可能とする。 漁港漁場整備法第３条の中の各種漁港施設に直販所を追記する。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条のただし書きに規定する政令で定める場合に、補助用地が未利用・低利用となってる場合を追記する。	補助用地について漁協による直販所などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また魚価も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。 提案理由： 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい折、新たな支出は困難（大臣官房経理課長通知H16.9.7）。 補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を等価交換した後、土地利用の変更（漁港施設用地から漁村再開発施設用地）の手続きが必要である。但し、手続きに約３ヶ月が必要であるとともに、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。（水産庁計画課長通知 H6.9.22） 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を残す必要があることから現時点において将来漁港施設用地整備を行わないとの決定を下すことは困難なため，この通知を活用することは難しい。（漁港漁場整備部長通知H13.10.1.） 漁村再生交付金事業を活用する場合は直販所などの利用が可能となるが、直販所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	C		漁業協同組合による直販所は、漁業活動の根拠地及び漁港の環境を保全する等の機能に直接関連する施設ではないことから、「漁港施設」として位置付けることは困難である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	整備中の漁港において、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売することにより、生産コストの縮小、価格形成機能の発揮、競争原理の導入などに資し、漁港漁場整備長期計画の重点課題の一つである「国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進」に寄与すると判断される場合は、漁業協同組合による直販所などの利用が可能となるよう、特区制度を活用し直販所を「漁港施設」として位置づけできることを望む。	C		1次回答にもあるように、漁業協同組合による直販所は、漁業活動の根拠地及び漁港の環境を保全する等の機能に直接関連する施設ではないことから、「漁港施設」として位置付けることは困難である。			C				1124020	兵庫県	財務省 農林水産省
1020171	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について 漁港漁場整備法第３条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条	① 国庫補助事業により整備される漁港施設用地は、漁業活動という特定の目的に供するために整備された公共施設用地であり、利用に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律（以下「適化法」という。）第２２条の規定により、各省各庁の長の承認を受けずに、その交付の目的に反して使用してはならない。 ② 漁港法第３条で列記されている漁港施設とは、同法第２条で定義されている「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」としての「漁港」の基本施設及び機能施設である（直販所は同条に定められていない。）。	補助事業で整備した漁港施設用地（以下、「補助用地」という。）について、水産活動に支障がない場合に限り、漁協による直販所などの漁港施設以外の利用を可能とする。 漁港漁場整備法第３条の中の各種漁港施設に直販所を追記する。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条のただし書きに規定する政令で定める場合に、補助用地が未利用・低利用となってる場合を追記する。	補助用地について漁協による直販所などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また魚価も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。 提案理由： 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい折、新たな支出は困難（大臣官房経理課長通知H16.9.7）。 補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を等価交換した後、土地利用の変更（漁港施設用地から漁村再開発施設用地）の手続きが必要である。但し、手続きに約３ヶ月が必要であるとともに、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。（水産庁計画課長通知 H6.9.22） 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を残す必要があることから現時点において将来漁港施設用地整備を行わないとの決定を下すことは困難なため，この通知を活用することは難しい。（漁港漁場整備部長通知H13.10.1.） 漁村再生交付金事業を活用する場合は直販所などの利用が可能となるが、直販所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	D		しかしながら、補助事業により取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき財産処分の承認申請を行い、やむを得ないと判断されるものについては、補助金返還等の条件を付して目的外使用等を承認することとしており、提案の趣旨は実現可能である。また、補助用地と単独用地を交換することによって単独用地に直販所を設置することも可能である。 さらに、用地整備が完了したものの、供用開始後利用計画どおりの漁港施設の整備が見込まれない補助用地においては、適正化法第22条の財産処分の承認を受けて直販所の設置も可能となっている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	提案理由のとおり、現行規定により対応することは困難であるため、上記の方法に限らず要望事項の実現に向けた対応方策の検討をお願いしたい。	D		1次回答にもあるように、補助金の国庫納付を条件としなくても、補助用地と単独用地を交換することによって単独用地に直販所を設置することや、用地整備が完了したものの、供用開始後利用計画どおりの漁港施設の整備が見込まれない補助用地においては、適正化法第22条の財産処分の承認を受けて直販所を設置することも可能となっているので、具体的な対応方法について個別にご相談いただきたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	提案理由のとおり現行規定により適応される範囲は限定的であり実現することが困難なため、水産活動に支障がない場合に限り、漁業協同組合による直販所などの漁港施設以外の利用が可能となるよう、適応できる範囲の緩和等を検討していただきたい。	D		既に回答したとおり、補助金の国庫納付を条件としなくても、補助用地と単独用地を交換することによって単独用地に直販所を設置することや、用地整備が完了したものの、供用開始後利用計画どおりの漁港施設の整備が見込まれない補助用地においては、適正化法第22条の財産処分の承認を受けて直販所を設置することも可能となっているので、具体的な対応方法について個別にご相談いただきたい。		1124020	兵庫県	財務省 農林水産省
1020180	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準（4ha超）を8ha超に引き上げる。	農地法第4条第1項、附則第2項	農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。	2ha超4ha以下の農地転用の際の国への事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準（4ha超）を8ha超に引き上げる。	農地転用の許可事務は、全国統一的な許可基準によって法令化、運用されており、県の自治事務として厳格な取扱い、運用はできると考える。優良農地対策は、国と同様に県も重要事項であり、責任を持って判断を行っている。対象面積で許可権限を区分することに合理的な基準はないと考えるが、4haは用排水処理の単位となる一団の農地（平均的な圃区）で、8ha（2区画）であっても周辺農地に与える影響等について、国が行う慎重な判断と同様に県が慎重に総合的な判断を行うことはできると考える。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく開発行為と距離をおいて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があると考えている。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとしては、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても転用規制の厳格な運用が求められているところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	優良農地の確保は、国の責務であると同様に県でも重要事項であり、農地の転用許可事務については、法令化等全国統一的な許可基準に基づき、客観的に、公平かつ厳格な運用を行っており、許可権者や地域の事情によって運用が異なることはない。農地転用の許可事務が、地方行政に委ねられることにより、厳格な運用がなされていないとする総合規制改革会議の指摘は、適切でない。また、対象面積で許可権限を区分する合理的な基準はないと考える。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹にかかわるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく、開発行為と距離を置いて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要がある。なお、許可の判断に当たっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとして、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても、転用規制の厳格な運用を求める意見が提示されたところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要がある。 なお、大臣許可権限に係る面積は、水管理を適正に行い得る区画で農道や用排水路などの施設に囲まれた規模を勘案して4ha超としているところである。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	優良農地の確保は、国の責務であると同様に県でも重要事項であり、農地の転用許可事務については、法令化等全国統一的な許可基準に基づき、客観的に、公平かつ厳格な運用を行っており、許可権者や地域の事情によって運用が異なることはない。農地転用の許可事務が、地方行政に委ねられることにより、厳格な運用がなされていないとする総合規制改革会議の指摘は、適切でない。対象面積で許可権限を区分する合理的な基準はないと考えるが、大臣許可基準を、経営、栽培管理及び土地利用計画上の単位である2つのほ区(4ha)で構成される農区(8ha)を対象としても問題がなく、適当な基準と考える。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹にかかわるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い、ほ区のような大規模な農地転用については、国の農業公共投資の実施されたような優良農地が含まれる可能性が高く、転用により周辺農地における営農条件等農業生産に与える影響が大きいことから、国が、地域の実情だけでなく、開発行為と距離を置いて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があり、許可の判断に当たっては、都道府県の意見も踏まえて判断しているところである。 また、総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとして、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、まちづくり3法改正等の国会審議においても、転用規制の厳格な運用を求める意見が提示されたところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要がある。		1124070	兵庫県	農林水産省
1020190	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	植物防疫法 家畜伝染病予防法	○植物防疫法第８条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第６条第３項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で検査を受けることとされている。 ○家畜伝染病予防法第40条第3項により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法３８条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の（空港会社が設ける）施設において、出入国手続（CIQ）を行う運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の（空港会社が設ける）施設において、出入国手続（CIQ）を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府で進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 （提案理由） ・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合に、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、フランクフルト・マイン空港（ドイツ）、スキポール空港（オランダ）、北京、上海の各空港（中国）など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 （その他） ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。	D		○動植物検疫カウンターの配置の見直し等に関しては、出入国手続き施設の設置にあわせて現状にあった改善策について検討する用意がある。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	今後、中部国際空港において具体的にどのように進めるべきか、ご教示ください。	D		個別の事案に応じ、具体的な提案をしていただいた上で、別途ご相談いただきたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	それでは、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所に対して、具体的内容等について今後説明し、検討していただくという進め方でよいか、ご教示ください。 また、本省からも必要に応じてご助言・ご支援をお願い致します。	D		そのような進め方で支障はない。 具体化した際に、措置を要望する支所等に説明をお願いする。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	1134010	中部国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020200	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーンの設置」	植物防疫法 家畜伝染病予防法	○植物防疫法第８条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第６条第３項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で検査を受けることとされている。 ○家畜伝染病予防法第40条第3項により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法３８条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府で進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 （提案理由） ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、①ビジネス目的、あるいは②乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、ロンドン・ヒースロー空港（イギリス）、ミュンヘン空港（ドイツ）、ドバイ空港（UAE）、新バンコク空港（タイ）、クアラルン・プール空港（マレーシア）など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、ＡＢＴＣ（ＡＰＥＣビジネス・トラベル・カード）を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある、交付に時間を要する（数ヶ月）ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 （その他） ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の定員増等を前提とするものでも必ずしもない。	D		○動植物検疫カウンターの配置の見直し等に関しては、専用レーンの設置にあわせて、現状にあった改善策について検討する用意がある。			D					D			中部国際空港アジアゲートウェイ特区	1134020	中部国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1020200	出入国審査時の優先レーンの導入	植物防疫法 家畜伝染病予防法	○植物防疫法第８条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第６条第３項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で検査を受けることとされている。 ○家畜伝染病予防法第40条第3項により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法３８条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「ＶＩＰ旅客（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「ＶＩＰ（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内際乗り継ぎ旅客、ＶＩＰの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「ＶＩＰ」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	D		○動植物検疫カウンターの配置の見直し等に関しては、専用レーンの設置にあわせて、現状にあった改善策について検討する用意がある。			D					D			関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1135060	関西国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1020200	出入国審査時の優先レーンの導入	植物防疫法 家畜伝染病予防法	○植物防疫法第８条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第６条第３項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で検査を受けることとされている。 ○家畜伝染病予防法第40条第3項により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法３８条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」、「ＶＩＰ旅客（ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「ＶＩＰ（ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、ＶＩＰ等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「ＶＩＰ」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	D		○動植物検疫カウンターの配置の見直し等に関しては、専用レーンの設置にあわせて、現状にあった改善策について検討する用意がある。			D					D			成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1138010	成田国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1020200	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続きレーンの設置	植物防疫法 家畜伝染病予防法	○植物防疫法第８条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第６条第３項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で検査を受けることとされている。 ○家畜伝染病予防法第40条第3項により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法３８条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、繁忙期等における「専用手続きレーン」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元に大きく期待されているところである。「乗り継ぎ外国人旅客」の寄港地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、空港における手続きの円滑化を一層推進するため、入国審査官の増員による審査レーンの臨時設置等を内容とする地域再生の支援措置についても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における出国審査の混雑、入国審査における外国人の指紋採取開始による混雑等にも対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると考える。	D		○動植物検疫カウンターの配置の見直し等に関しては、入管レーンの増設や専用レーンの設置にあわせて現状にあった改善策について検討する用意がある。			D					D			成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1151051	千葉県、成田国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 農林水産省
1020210	出入国手続施設の多様化	植物防疫法 家畜伝染病予防法	○植物防疫法第８条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第６条第３項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で検査を受けることとされている。 ○家畜伝染病予防法第40条第3項により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法３８条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続（ＣＩＱ）を行う運用を求める。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	D		○動植物検疫カウンターの配置の見直し等に関しては、出入国手続き施設の設置にあわせて現状にあった改善策について検討する用意がある。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	今後、関西国際空港において具体的にどのように進めるべきか、ご教授願います。	D		個別の事案に応じ、具体的な提案をしていただいた上で、別途ご相談いただきたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	・それでは、内容等が具体化したときに今後御説明し、御検討頂くという進め方でよろしいか、御教授願います。 ・また、本省からも必要に応じて御助言・御支援をお願い致します。	D		そのような進め方で支障はない。 具体化した際に、措置を要望する支所等に説明をお願いする。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1135050	関西国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1020220	市町村合併に伴う農村地域工業等導入促進法における農村地域要件の経過措置	農村地域工業等導入促進法第2条 農村地域工業等導入促進法施行令第2条、第3条	農工法の対象となる農村地域は、農振・山村・過疎地域を有する市町村であるが、このうち大都市圏にある一定の市町村や、人口１０万人以上の市のうち、人口２０万人以上の市及び人口増加率又は製造業等就業者率の高い市は農村地域から除外されている。	市町村合併前に、農村地域工業等導入促進法（以下農工法）の適用を受け、造成した既存の産業団地の拡張部分に、市町村合併後も農工法の適用を受けられるよう、人口要件（人口２０万人以下）の一定期間（10年程度）の経過措置を講じる	これまでの経緯と地域の特性 本市のＡ町（本市と合併）は農業の盛んな地域であるが、農業従事者の高齢化、農家の後継者不足、新規学卒者等の若年層の流出など抱える問題も多く、これらの問題を解決すべく、以前より農村地域工業等導入促進法（以下農工法）を活用し、企業誘致を進めることにより、農業と工業の均衡ある振興を図ってきた。 提案理由 福岡県においては「北部九州自動車１５０万台生産拠点構想」策定し、自動車関連企業の誘致等を推進するなか、多くの企業が北部九州に注目しており、企業誘致が実現する可能性が非常に高い。しかし、Ａ町は合併前は農工法が活用できたが、合併後は人口要件により、農工法が活用できない。合併による激変緩和と均衡ある発展、さらには農業を含めた地域の産業の活性化の為、農工法の人口要件（人口２０万人以下）の一定期間（10年程度）の経過措置を講じるよう提案する。	C		農工法では、市町村合併等に伴い、当該市町村が農村地域の要件を満たさなくなった場合であっても、農村地域の要件を満たしていた時点で樹立された農工実施計画は引き続き有効であるとして、既に経過措置を設けているところである。 農工法は、人口が少なく財政力が乏しい市町村では、その努力のみでは工業等の導入が困難であることにかんがみ、一定の要件を満たす農村地域に限って国の税制上の優遇を行う等の支援措置を講じることにより、農村地域への工業等の導入を促進するものである。したがって、人口が要件を上回る等、条件的に比較的優位にあると思われる地域について、農工法の対象地域として拡大し支援措置を講じた場合、本来本法の支援対象とすべき農村地域に工業等の導入が進まなくなる可能性があり、適当でない。			C					C				1158010	A市	農林水産省
1020230	農業振興地域の除外の緩和及び農地転用の第1種農地の許可の特例	農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項、第2項 農地法第4条第1項、第2項第1号ロ、農地法施行令第１条の10第1項第2号、農地法施行規則第5条の７、第5条の８	・農用地区域内にある農地を農地以外のものにしようとする場合には、市町村農振整備計画を変更（農用地区域からの除外）した上で、都道府県知事の許可（４ｈａを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 ・農村地域工業等導入促進法に基づく実施計画で定める用途に供するため農地を転用する場合には、農地転用の許可権限の委譲（４ｈａ超であっても都道府県知事の許可）、第１種農地の例外許可、土地の造成のみを目的とした農地転用の例外許可といった特例が講じられることとなっている。 ・２０ｈａ以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地（第１種農地）については原則転用不許可。ただし、以下の施設の用に供する場合にあっては例外的に許可。 ・地域の農業の振興に資する施設（農業用施設、農産物加工・販売施設、都市農村交流施設、等） ・市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ・特別の立地条件を必要とする施設 ・隣接する土地と同一の事業の目的に供する場合 ・公共性が高いと認められる事業 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等	農村地域工業等導入促進法により開発した工業団地を拡張する場合の工業用地造成事業に農業振興地域の除外の要件緩和及び農地転用の第1種農地の許可の特例を適用する	これまでの経緯と地域の特性 本市のＡ町（本市と合併）は農業の盛んな地域であるが、農業従事者の高齢化、農家の後継者不足、新規学卒者等の若年層の流出など抱える問題も多く、これらの問題を解決すべく、以前より農村地域工業等導入促進法（以下農工法）を活用し、企業誘致を進めることにより、農業と工業の均衡ある振興を図ってきた。 提案理由 福岡県においても「北部九州自動車１５０万台生産拠点構想」策定し、自動車関連企業の誘致等を推進するなか、多くの企業が北部九州に注目しており、企業誘致が実現する可能性が非常に高い。しかし、Ａ町は合併前は農工法が活用できたが、本市との合併後は、人口要件により、農工法が活用できない。そこで、工場用地の造成を目的とした農振除外及び農地転用の第1種農地の許可対象とするよう特例措置を提案する。	D	－	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付けられる工場用地の造成については、農用地区域からの除外のための市町村農振整備計画の変更が可能であるとともに、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地（第1種農地）であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	ご回答いただいた「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4 27に規定されたものと理解してよいものか確認させていただきたい。また、開発主体としては市の外郭団体である開発公社を予定しているが、当該地方公共団体の計画により提案内容が実現できるのかについてもあわせて確認したい。	D	－	「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、ご照会のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に規定される計画である。 当該規定においては施設整備を行う主体を限定しておらず、地域の農業の振興に関する計画に定められた施設の整備を行い得る主体であれば、提案内容の実現は可能であると考えられる。			D	－			1158020	A市	農林水産省
1020240	オオクチバスの飼料、保管、運搬、引受、購入などの禁止の緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第４条、第５条、第８条	１．オオクチバスは、我が国の生態系及び漁業に被害をもたらすことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号　以下、「法」という。）に基づき、法施行時の平成17年６月から特定外来生物に指定されている。 ２．特定外来生物は、飼養等（飼養、保管、運搬）、譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り）等が禁止されており、法及び主務省令で定める目的及び基準に適合し、主務大臣（オオクチバスについては環境大臣及び農林水産大臣）の許可を得なければ飼養等をしてはならないこととされている（法第４条、第５条及び第８条）。 ３．なお、オオクチバスの指定時に既に漁業法に基づく漁業権が設定されていた湖については、「第５種共同漁業権に係る特例」として、飼養等の基準等を別途定め、一定の条件の下での飼養を認めている。	池原ダム湖をバス釣り場として運営していくには、新たにバスの成魚を放流していかなければ成り立ちません。その為にはオオクチバスの保管、運搬等が必要になること。又、オオクチバスの譲渡（引受購入等）等も必要になる為、この禁止措置の緩和をお願いしたい。	当過疎地域（下北山村・上北山村）に年間1.5～1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地元に及ぼす経済的波及効果は年間約６億円と推定され、非常に大きなものになっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為にオオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	C		外来生物法は輸入や飼養、運搬等から放つことまでを一貫して禁止することによって特定外来生物による被害の防止を図るものであり、ダム湖やため池等の人為による一定の改変が加えられた環境であっても、自然環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは認められない。			C					C				1181010	下北山村漁業協同組合 上北山村漁業協同組合	農林水産省 環境省
1020250	玄米及び精米品質表示要件の緩和	玄米及び精米品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１５号）	JAS法に基づく米の産地及び品種の表示は、「玄米及び精米の品質表示基準」により、農産物検査法に基づく産地品種銘柄の検査証明が根拠とされていることから、農産物規格規程により産地品種銘柄として設定されていない産地品種については、産地及び品種の検査証明がなされず、これらを表示することができない。	米の表示基準要件である産地・品種の証明について、市が地域特産品として推奨している少量生産米については、農産物検査法以外の証明方法による場合でも証明と認める。	酒田市では庄内バイオ研修センターを設置し、品種改良により「酒田女鶴」という米を開発（品種登録者：酒田市）し、地域特産品として全国に流通・販売することで地域農業の活性化および消費者の多様なニーズに対応することを目指している。 現在、国内産米は農産物検査法の検査により、農産物規格規程で設定された「産地品種銘柄」に基づき、産地・品種の証明が得られ、包装に表示しての販売が認められる。しかし各産地において、産地品種銘柄以外の品種を生産した場合は、検査で品種を証明できず、「その他米」としてしか流通できない。 本品種は平成１９年度国内産農産物銘柄設定等に係る審査会で、産地が酒田市に限定されることや市場評価がまだ低いことを理由に、産地品種銘柄の設定を見送られた為、包装に産地・品種を表示して流通できない。よって地域特産品として普及が進まない状況。 そこで、ＪＡＳ法の表示基準要件を緩和して、市から発行する種子証明（種子の流通経路が限定されていて混入がないことの証明）でも、農産物検査法による証明の代用証明として認めて欲しい。種子は品種改良を行った市で徹底管理しており、栽培説明会を経て農業者から誓約書を取って個別に種子供給している。誓約書では、「種子・苗を他者へ譲渡しないこと、自家採種及び自家増殖をしないこと、田植え作業後に作付け場所及び面積、刈り取り作業後に収量を指定の用紙で市に報告すること」としており、種子の流通経路は極めて明確である。また検査料が生ずるが、代表サンプルをＤＮＡ鑑定する方法もある。	F		規制改革会議からも、品種等の表示をするためには農産物検査を必ず受けなければならないという現制度について改善等を求める意見が出されているところであり、現在、食品の表示に関する共同会議において、農産物検査法と同等の信頼性を確保出来る証明法について検討を行っているところである。	どのようなスケジュールで検討を行うのか明らかにされたい。		F		規制改革会議の答申において、年度内に一定の考え方を示すこととされており、現在、食品の表示に関する共同会議において検討を行っているところである。			F				1182010	酒田市、酒田女鶴部会	農林水産省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020260	産地品種銘柄設定要件の緩和	農産物検査法 第11条第１項 農産物規格規程 第１の２の(2) 国内産農産物銘柄設定等申請要領 第４及び第９	産地品種銘柄の設定について要望がある場合、 １　地方農政事務所長が、消費・流通段階の多様なニーズに対応し、作付誘導、品質改善等産地としてまとまった取組が行われているものであって、①銘柄の鑑定が可能か、②農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能か、③原則として、都道府県において奨励品種であるか等について、当該都道府県における関係者（都道府県、生産者、実需者等）の意見を聞いた上で、必要があると認められる場合に、農林水産大臣に申請する。 ２　その申請により、銘柄の設定が必要と認められる場合、農林水産大臣は、告示により、産地品種銘柄を設定する。	市が産地として推奨している少量生産米でも、産地品種銘柄として設定する。	酒田市では庄内バイオ研修センターを設置し、品種改良により｢酒田女鶴｣という米を開発（品種登録：酒田市）し、地域特産品として全国に流通・販売し、地域農業の活性化および消費者の多様なニーズに対応することを目指している。しかし現在、産地品種銘柄に設定されない為、包装に｢酒田女鶴｣と表示して流通ができない。 産地品種銘柄の設定は、平成１６年の全国規模での規制改革要望への対応方針により、｢設定が容易になされるよう、直接農政事務所が新規設定の申請を受けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定をする仕組みを１７年産米から導入し、要領を改正する。｣とされ、規制改革・民間開放推進３か年計画（平成16年3月19日閣議決定）に基づき平成１６年度に当該措置が講じられている。 こうした中、平成１９年度国内農産物銘柄認定等に係る審査会に｢酒田女鶴｣を産地品種銘柄に設定するよう申請したが、｢酒田女鶴は市場評価がまだまだであり、産地が酒田市限定（作付面積５ｈａ）だと、山形産米としての産地品種銘柄を設定するには時期尚早｣とのことで認定を見送られた。 しかし要領第４条３項による認定要件は｢原則として当該都道府県において奨励されている品種であること｣とあり、市が産地として奨励している品種を認めないことにはなってなく、作付面積の基準もない。 酒田市でうれる米づくりを進めるには、｢酒田女鶴｣を地域ブランドとして確立することが不可欠である。よって、市が奨励する品種は、少量でも地域の実情に応じて柔軟に産地品種銘柄の設定がなされるよう、産地及び作付面積の認定要件を緩和して欲しい。	E		提案にある、緩和が必要となるような認定要件は存在せず、事実誤認。 「国内産農産物銘柄設定等申請要領」においては、商品としての取扱量は重要であるものの、地域の実情に応じて柔軟に産地品種銘柄を設定することを可能としている。そのため、作付面積等の具体的な基準は設けておらず、都道府県の奨励品種であるかどうかについても絶対的な要件とはしていない。 具体的な設定に当たっては、銘柄が流通上の区分であることに鑑み、都道府県における関係者等の意見を踏まえ、地域の実情に応じて、その適否が判断されることとなる。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	地域の実情に応じ、柔軟に産地品種銘柄を設定することを可能としているのなら、酒田市で生産を推進している｢酒田女鶴｣も、産地品種銘柄として認定していただければありがたい。 また、少量生産米についての具体的な認定基準を、明確化していただければありがたい。	C		具体的な個々の品種の産地品種銘柄の設定については、都道府県における関係者等の意見を踏まえ、地域の実情に応じ、その適否が判断されることになる。 なお、より柔軟な産地品種銘柄の設定に配慮することは重要と考えており、作付けが僅少であっても、市町村等において奨励されている品種については、当該品種の作付計画等将来の産地としての取組みの拡大の見込みにも考慮して、産地品種銘柄の設定の適否を判断するよう｢国内産農産物銘柄設定等申請要領｣に追記することとしたい。	作付けが僅少であっても、市町村等において奨励されている品種については、より柔軟な産地品種銘柄の設定に配慮されるよう｢国内産農産物銘柄設定等申請要領｣を改正し、関係機関に指導されると考えてよいか。右提案者の意見も踏まえ回答されたい。	将来性についても考慮した僅少米の設定要件の追記に期待しています。	C		より柔軟な産地品種銘柄の設定に配慮することは重要と考えており、作付けが僅少であっても、市町村等において奨励されている品種については、当該品種の作付計画等将来の産地としての取組みの拡大の見込みにも考慮して、産地品種銘柄の設定の適否を判断するよう｢国内産農産物銘柄設定等申請要領｣に追記し、関係機関に周知することとしたい。 なお、具体的な個々の品種の産地品種銘柄の設定については、都道府県における関係者等の意見を踏まえ、地域の実情に応じ、その適否が判断されることになる。		1182020	酒田市、酒田女鶴部会	農林水産省
1020270	農地を農振農用地区域から除外し、乗馬施設へ転用する	農業振興地域の整備に関する法律第１２条の２第１項 農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項、第２項	農用地区域からの除外については、市町村が当該施設の建設を必要と認め、かつ、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすものでないこと、農業生産基盤整備事業完了後８年を経過していること等一定の要件を満たすことが必要である。	クラブハウス「ザ・フェザンツ」として活用している施設の周辺にある農地を農振農用地区域から除外し、乗馬施設としての転用を可能とする。また、市街化調整区域内で、厩舎等の乗馬施設運営に必要な建物の設置に際し、開発許可を不要とする。	当NPO法人がクラブハウス「ザ・フェザンツ」を中心として展開してきた事業の中で馬や小動物と関わったホースセラピー事業の反響が大きいものとなっています。また、当該施設は、伊丹市の障害者施設として運用されていたことがあり、宝塚市や近隣の市にも近いため障害者が集まりやすい場所・宿泊して事業に参加しやすい場所にあります。反響の大きいホースセラピー事業の効果をより高めるため当該施設周辺に馬場を設置し、さらなる展開を図ろうとしていこうとした矢先に、農地の転用ができないという問題に直面しました。展開したい土地は、市街化調整区域に指定されている農振農用地区域です。幸いにも５年に一度の見直し時期にあり、現在市と県にその農振農用地区域から該当地域を除外して欲しい申請をしておりますが、その可能性がどのくらいか私たちにはわかりません。また、その申請が受け入れられたとしても月日を要します。ホースセラピー事業を展開したい者は若者で彼らはこの事業に夢をかけています。しかし、転用が不可能または可能であったとしても多大な月日がかかることには限界があります。若き彼らのエネルギーをホースセラピー事業に注ぐためにも、またその事業の展開を待ち望んでいる障害者の団体のためにも、当NPO法人は事業展開を可能にするために、今回の特区申請をするものです。 ＊対象の土地は市街化調整区域に指定されている農振農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）である ＊対象地はホ場整備（土地改良法）を平成８年１２月１５日に終了しているので転用可能な８年は経過している	D	－	市町村が当該施設の建設を必要と認め、かつ、農用地区域外に代替すべき土地がないこと、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすものでないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること等一定の要件を満たす場合には、農用地区域から除外した後に当該施設を建設することは可能である。			D	－				D	－			1184010	ＮＰＯ三田ラグビーフットボールクラブ	農林水産省 国土交通省
1020280	CIQ対応の特例（船内での入国審査等の実施）		１　植物防疫法の規定により、必要と認めるときは、輸入される植物等について、船舶又は航空機内で輸入に先立って検査を行うことができる。 ２　家畜伝染病予防法の規定により、輸入される畜産物等については、船舶又は航空機内に輸入に先立って検査を行うことができる。	【内容】 中国人旅行客の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大（船内での入国審査等の実施）	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行客が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行客の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行客からのクレームの原因となっている。 上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行客の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	D		植物防疫法、家畜伝染病予防法において、船内での輸入検査は対応可能であり、個別の事案に応じ、具体的な方法についてご相談いただきたい。 ただし、状況によっては、所要の要員が確保できないこと等により、対応できない場合もあることは予めご承知願いたい。			D					D			福岡・アジアゲートウェイ構想	1187020	福岡市	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省
1020290	市街化調整区域内の農用地区域内農地へのリサイクルセンターの設置について	農業振興地域の整備に関する法律第１５条の２第１項 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３６条	①　農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増設）をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。 ただし、特に公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農振法施行規則第36条に定めるものは、あらかじめ都道府県知事の許可を受ける必要はない（リサイクルセンターは同条に定められていない）。 ②　農地を農地以外のものにしようとする場合は、都道府県知事の許可（4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 ただし、特に公益性の高い施設であり用地選定の任意性が少ない場合等で農地法施行規則第５条又は第７条に定めるものについては、都道府県知事の許可を受ける必要はない（リサイクルセンターは同条に定められていない）。	市街化調整区域内の農用地区域内農地に、地区住民が持ち寄った不要物をリサイクルする施設が設置できるよう、都市計画法第34条、農地法施行規則第７条及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条に明確に規定して欲しい。	松前町中川原地区の約８０％を会員とする本ＮＰＯ法人は、循環型社会の創造と地域の発展を目指し、生活環境の改善に関する事業を実施していますが、その一環として、地区住民が持ち寄った不要物のリサイクルを行う施設（リサイクルセンター）の管理運営も行っています。具体的には、地区の各家庭がリサイクルセンターへ持ち込んだ不要物の分別・加工等をボランティアで行い、生ゴミについては堆肥化、アルミ缶等は売却するなどしてリサイクルに取り組んでおり、町のゴミ減量化に一定の役割を果たしていると自負しております。現在、リサイクルセンターは民有地（宅地）を借りて設置していますが、この土地所有者の返還要求があることや、地区住民のリサイクル意識の向上に伴う持込量の増加によるセンターの狭隘化などにより、センターを移転する必要に迫られています。移転先としては、適当な民有地（宅地）がないことから、遊休農地となっている農地に設置できないか検討しましたが、当地区の農地の大部分は市街化調整区域内の農用地区域内農地であるため、設置は非常に困難です。このままでは、地区全体でのリサイクル活動という先進的な取組みを中止せざるを得なくなります。そこで、地区としての合意があり、当該地区住民の不要品に限って行うリサイクル活動に関して必要不可欠な施設について、①市街化調整区域内での開発許可が認められるよう、都市計画法第34条第１項に規定②農用地区域内農地の農地転用が認められるよう、農地法施行規則第７条に規定③農用地区域内農地の開発が認められるよう、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条に規定してください。	C	－	農振法施行規則第36条、農地法施行規則第5条又は第7条においては、用地選定の任意性の乏しい事業の実施に係る行為であって、土地の農業上の利用の確保と他の公益との調整を図る見地から見てやむを得ないと認められるもので、法律に基づいて行われるような公益的な行為のみを開発許可不要、転用許可不要としている。リサイクルセンターについては、用地選定の任意性も乏しいとはいえず、法律に基づいて行われるような公益的なものとは考えられないため、提案内容を認めることは困難である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	本提案のリサイクルセンターは、地区住民の約8割が参加し地域一丸となって不要物の分別回収や有効活用を行っている拠点施設であり、単に一法人が運営する施設というよりも、非常に公益性の高い施設と考えています。また、この取組みは町のモデル事業に指定され、一定の評価を受けています。農用地区域内農地が大部分を占める当地区で、リサイクルセンターを設置しようとした場合、必然的に遊休農地が候補地となってしまいます。このような施設を転用許可等不要案件として規定することで、国としても、強力にリサイクルの促進に取り組んでいるという姿勢を明確に示すことができるのではないかと考えます。再度、御検討をよろしくお願いします。	C	－	農振法施行規則第36条、農地法施行規則第5条又は第7条においては、用地選定の任意性の乏しい事業の実施に係る行為であって、土地の農業上の利用の確保と他の公益との調整を図る見地から見てやむを得ないと認められるもので、法律に基づいて行われるような公益的な行為のみを開発許可不要、転用許可不要としている。ご提案のリサイクルセンターについては、用地選定の任意性も乏しいとはいえず、また、参加者が多いことをもって、法律に基づいて行われるような公益的なものと位置づけることはできないため、提案内容を認めることは困難である。 なお、農用地区域に指定されている土地を対象として、リサイクルセンターを建設しようとする場合、市町村が必要と認め、かつ、農用地区域外に代替すべき土地がないこと、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすものでないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること等一定の要件を満たす場合には、農用地区域からの除外が可能である。さらに、その後、その農地が農地転用許可に係る基準を満たす場合には許可を受けることが可能である。	本提案のリサイクルセンターの整備について、市町村が市町村農業振興地域整備計画を変更して農用地区域からの除外を行い、所要の農地転用手続きにより農地転用が認められた場合は、実現可能になると解してよいか。		D	－	再々検討要請の内容については、実現可能と解してよい。	中川原地区エコプロジェクト	1189010	特定非営利活動法人いよ環境センター	農林水産省 国土交通省
1020300	土地改良法第15条の特例	土地改良法第15条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	前回提案で，土地改良区の性格から収益的事業が認められなかったが，当市のような中山間地域では兼業農家が多く，担い手の高齢化も進行している中，集落の農村環境を取り巻く状態は悪化している。近年，この打開策として集落法人による永続的な農業経営を通じて農村環境の維持と質的向上を図ろうとする手法が示されたところである。しかしながら，この集落法人設立には一定の資本金が必要となることや安定的な収入が当面確保できないことなどから若年層を中心とした担い手の確保が困難な状況から，集落法人設立に至るケースはあまり多くないのが実情である。土地改良区はこれまで土地改良事業を通じて，地域内において歴史的・地理的・社会的に精通した知識を保持しており，地域における人的つながりも濃厚で地域的課題にも精通している。しかし，現在ではその役割を償還事務と小規模で維持修繕的な土地改良事業が主な業務に終始している。また，市町村合併により旧町村単位で設立していた土地改良区を合併し事務の効率化を図っているが，本来業務を維持するにも経済的困窮により市の補助金である運営費によりかろうじて存続を保っている。このままでは，近未来的に今まで培われてきた豊富な知識の伝承が途絶えることになり，地域の農村環境維持の礎を失うことになる。そこで，早急に土地改良区の活用を最大限に図り，永続的な農業経営を可能とする集落法人設立促進のため，過渡的に土地改良区がその任に当たることを可能にし，若年層を中心とした担い手の確保を図り集落法人への移行を円滑に行うことのできる体制を早急に確立する必要がある。	C		土地改良区は、事業施行にあたって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道府県知事の認可を受けて設立されるものであり、その際、不同意者も含めて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。 また、事業実施に必要な費用については、組合員への賦課金によることを前提としており、事業実施により損失が生じた場合にも最終的には賦課金として組合員の負担となるものである。また、滞納者に対しては、強制徴収権も付与されているところである。 このように土地改良区は、土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務範囲は、土地改良事業を適切かつ安定的に実施する観点から、土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。 したがって、収益を伴う営農活動を土地改良区が実施することは、土地改良区の性格上、認めることはできない。			C					C				1193040	三次市	農林水産省
1020310	農地法第３条第２項第５号及び農地法施行規則第３条の４の改正	農地法第３条第２項第５号及び農地法施行規則第３条の４	農地法第３条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a（知事が別に定めている場合はその面積）以上となることが要件となっている。また、この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能となっている。	新規就農時のおける農地取得下限面積要件の廃止	農地法は，小規模農地の権利移動を制限し，効率的な農業経営のため許可制を採っていることは理解している。 しかし，三次市のように高齢化が進み，担い手不足に悩む中山間地域においては，都市から移住してきた新規就農者等の小規模な農家であっても，将来においては，地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材である。そうした，新規就農者が土地を取得しやすくなるよう一定の要件を満たす地域の取得下限面積要件の廃止を提案する。 また，特定農地貸付法や市民農園整備促進法関係での貸借も考えられるが，賃借では覚悟を決めて定住をしてきた人たちの思いは汲み取れない。固定資産税や相続の問題等も継続していくので，農地を取得するという形での就農を実現させていきたい。	C	―	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 一定の地域の新規就農者に限って下限面積要件を廃止し、10a未満の農地の取得を認めることは、零細で非効率な農地利用を招くことになり、許可制の根幹に反することであるので、認めることはできない。			C	―				C	―			1193050	三次市	農林水産省